

資料 1 4 - 1

平成23年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可

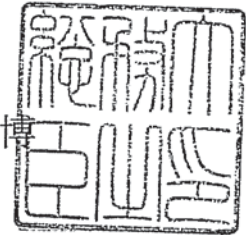
(諮問第1051号)



諮問第1051号  
平成23年5月26日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温 殿

総務大臣 片山 善博



### 諮問書

郵便事業株式会社代表取締役社長 鍋倉 眞一から、平成23年4月22日付け郵経企第32号により、平成23年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金に関し、当該寄附金の寄附目的に係る団体でお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「法」という。）第7条第3項の規定による寄附金を配分すべきもの及び当該団体ごとの配分すべき額の決定並びに同条第4項の当該配分に係る寄附金の使途の適正を確保するために当該団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、別添のとおり、同条第5項の規定に基づく認可の申請があった。

これらについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、法の規定に適合しており妥当なものであると認められる。よって、同条第5項の認可をすることといたしたい。

上記について、同法第11条の規定に基づき諮問する。

## 審査結果

審査基準	審査結果	理由																				
<p><b>【政令】</b>            (寄附金の配分団体等の決定の認可)            第3条 会社は、法第7条第5項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第1項の申請書の写し及び同条第2項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。</p> <p><b>【施行規則】</b>            (認可申請書に記載する事項)            第2条 令第3条の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。            一 配分団体の名称及び住所            二 配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要            三 配分団体ごとの配分すべき額            2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。            一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法            二 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳            三 法第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額</p>	適	<p>郵便事業株式会社（以下「会社」という。）から提出された認可申請書には、施行規則第2条第1項各号に定める事項が記載されているほか、施行規則第2条第2項第1号及び第2号に定める書類が添付されていることから、認可申請書として妥当なものと認められる。</p> <p>また、施行規則第2条第3号に定める書類についても添付されているが、法第9条第2項の規定による寄附金に充てられた金額はなしとしている。</p>																				
<p><b>【法】</b>            (寄附金付郵便葉書等の発行)            第5条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。            2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。            一 <u>社会福祉の増進を目的とする事業</u>            二 <u>風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業</u>            三 <u>がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業</u>            四 <u>原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業</u>            五 <u>交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業</u>            六 <u>文化財の保護を行う事業</u></p>	適	<p><u>1 配分団体が行う事業</u></p> <p>会社から申請された配分団体が行う事業は、法第5条第2項各号の事業に該当し、妥当なものと認められる。</p> <p>なお、寄附目的ごとの配分団体数は以下のとおり。</p> <table data-bbox="890 1592 1294 1966"> <tr> <td>法第5条第2項第一号</td> <td>142 団体</td> </tr> <tr> <td>第二号</td> <td>8 団体</td> </tr> <tr> <td>第三号</td> <td>0 団体</td> </tr> <tr> <td>第四号</td> <td>2 団体</td> </tr> <tr> <td>第五号</td> <td>0 団体</td> </tr> <tr> <td>第六号</td> <td>2 団体</td> </tr> <tr> <td>第七号</td> <td>31 団体</td> </tr> <tr> <td>第八号</td> <td>0 団体</td> </tr> <tr> <td>第九号</td> <td>0 団体</td> </tr> <tr> <td>第十号</td> <td>18 団体</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">計 203 団体</p>	法第5条第2項第一号	142 団体	第二号	8 団体	第三号	0 団体	第四号	2 団体	第五号	0 団体	第六号	2 団体	第七号	31 団体	第八号	0 団体	第九号	0 団体	第十号	18 団体
法第5条第2項第一号	142 団体																					
第二号	8 団体																					
第三号	0 団体																					
第四号	2 団体																					
第五号	0 団体																					
第六号	2 団体																					
第七号	31 団体																					
第八号	0 団体																					
第九号	0 団体																					
第十号	18 団体																					

審査基準	審査結果	理由
<p>七 <u>青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業</u></p> <p>八 <u>健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業</u></p> <p>九 <u>開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業</u></p> <p>十 <u>地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業</u></p>		
<p><b>【法】</b></p> <p>（寄附金の処理等）</p> <p>第7条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。</p> <p>2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、<u>当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。</u></p>	適	<p><b>2 取りまとめた寄附金から控除する費用等</b></p> <p>会社においては、当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金集計事務に係る人件費等を計上しているが、当該費用は、その積算から妥当なものと認められる。</p> <p>また、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等を計上しているが、当該費用は、法第7条第2項に定める限度額の範囲内となっており、妥当なものと認められる。</p> <p>※ 今回の寄附金の配分に当たって会社が控除する費用</p> <p>(1) 一般寄附金</p> <p>ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用</p> <p>① 使途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附金付お年玉付郵便葉書等の周知用チラシ、新聞広告掲載料等の調製費等</li> </ul> <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2,457万円</li> </ul> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用</p> <p>① 使途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附金の管理等に要する人件費、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等</li> </ul> <p>① 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 691万円</li> <li>・ 会社の積算では892万円を要するが、法第7条第2項で定める上限（寄附金額4億6,095万円の100分の1.5に相当する額：691万円）の範囲を超える分</li> </ul>

審査基準	審査結果	理由
		<p>(201万円)については会社が負担</p> <p>(2) カーボンオフセット寄附金</p> <p>ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用</p> <p>① 用途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附金の公募のために要した人件費</li> </ul> <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 56万円</li> </ul> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の用途の監査のため特に要する費用</p> <p>① 用途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附金の管理等に要する人件費、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等</li> </ul> <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 85万円</li> <li>・ 法第7条第2項で定める上限（寄附金額：5,822万円の100分の1.5に相当する額：87万円）の範囲を超えていない</li> </ul>
<p>【法】 (寄附の委託)</p> <p>第6条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によって寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第3項の規定により公表された寄附目的をもって寄附することを会社に委託したものとする。</p> <p>(寄附金の処理等)</p> <p>第7条</p> <p>3 会社は、<u>前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第5条第3項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。</u></p>	適	<p>3 配分団体ごとの配分すべき額</p> <p>配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請団体の資格及び対象事業の範囲・条件に関する審査を行った上で、社外有識者による書面審査及び社外有識者から構成される審査委員会で審議を行い、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体については、当該配分団体の申請内容を基本として決定していることから審査の過程は公正であり、妥当なものと認められる。</p>
<p>【法】 (寄附金の処理等)</p> <p>第7条</p> <p>4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の用途の適正を確保するために<u>当該配分団体が守らなければならない事項並び</u></p>	適	<p>4 配分団体が守らなければならない事項</p> <p>配分団体が守らなければならない事項については、その内容として、配分金の用途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等が定められており、配分金の用途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。</p>

審査基準	審査結果	理由
<p>に配分金の交付、<u>配分金の用途についての監査</u>及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関する<u>必要な事項</u>を定めるものとする。</p> <p>5 会社は、第3項の規定による決定をし、又は前項に規定する<u>当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の用途についての監査に関する事項</u>を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</p>		<p><u>5 配分金の用途についての監査に関する事項</u></p> <p>配分金の用途についての監査に関する事項については、その内容として、監査に应ずる義務、監査実施時期、監査の実施方法が定められており、配分金の用途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。</p>



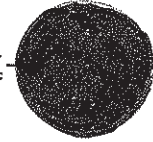
郵経企第 32 号  
平成23年4月22日

総務大臣

片山 善博 様

郵便事業株式会社

代表取締役社長 鍋倉 眞



平成23年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付  
お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）第7条第5項及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和33年政令第279号）第3条の規定に基づき、平成23年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守らなければならない事項及び配分金の用途についての監査に関する事項について、認可を受けたいので申請します。

1 配分団体及び配分額

別添1のとおり

2 配分団体が守らなければならない事項

別添2のとおり

3 配分金の用途についての監査に関する事項

別添3のとおり

## 平成23年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額について

## 1 年賀寄附金

配分団体総数 191団体 配分額総額 458,861,000円

(1) 一般助成(184団体 358,022,000円)

①社会福祉の増進を目的とする事業(142団体 290,377,000円)

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 人材育成ネットワーク	090-0837 北海道北見市中央三輪5-423-5 北見メッセ2F	障がい者の就業をサポートするためのスキルアップ・スクール開設事業	500,000
社会福祉法人 清水旭山学園	089-0355 北海道上川郡清水町字旭山南8線58-1	送迎用バスの更改事業	5,000,000
社会福祉法人 小樽高島福祉会	047-0048 北海道小樽市高島1-1-11	高性能機種への更新事業	3,000,000
特例社団法人 札幌聴覚障害者協会	060-0042 北海道札幌市中央区大通西19-1-358 札幌市視聴覚障がい者情報センター内	プロジェクター等機器の配置事業	1,000,000
特定非営利活動法人 ともに	044-0053 北海道虻田郡倶知安町北3条西2-3	除雪機の新規設置事業	814,000
特定非営利活動法人 ホップ障害者地域生活支援センター	065-0020 北海道札幌市東区北20条東1-5-1 大西ビル1F	障害者の移動における支援拡充のためのニーズ調査事業	500,000
社会福祉法人 温真会	080-1189 北海道河東郡士幌町中士幌西2線80-25	支援かによる子育て巡回支援「遊びの宅配便」事業	500,000
社会福祉法人 ぶさん会	039-1166 青森県八戸市根城9-18-23	トイレ施設の老朽化のための改修工事事業	5,000,000
特定非営利活動法人 人生いきいきクラブいわて	020-0851 岩手県盛岡市向中野字八日市場27-1	地域で創作活動をする高齢者の支援交流事業	500,000
社会福祉法人 飯豊町社会福祉協議会	999-0604 山形県西置賜郡飯豊町大字椿3-642	高齢者の暮らしを支える相談活動事業	500,000
社会福祉法人 仙台いのちの電話	981-0904 宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-3	インターネット相談充実のためのコーディネータ養成事業	500,000
社会福祉法人 ありのまま舎	982-8544 宮城県仙台市太白区西多賀4-19-1	特殊浴槽の増設事業	5,000,000
特定非営利活動法人 ワンファミリー仙台	981-0923 宮城県仙台市青葉区東勝山2-29-10	生活困窮者への衣食住を支援するセーフティホーム事業	4,700,000
特定非営利活動法人 福島県パートナーズ普及委員会	963-1302 福島県郡山市熱海町高玉字抜山1-1	福島県内一円の福祉施設でのアニマルセラピー事業	488,000
特定非営利活動法人 ユニバーサルデザイン・結	960-8142 福島県福島市小倉寺字中ノ内27-10	ユニバーサルデザイン(UD)スポーツ・「ポッチャ」で育むおもいやり推進事業	500,000
特定非営利活動法人 ふくしま成年後見センター	960-8111 福島県福島市五老内町6-4 フジコーポラス101	判断能力が不十分な者の権利擁護を図るための成年後見利用促進事業	485,000
社会福祉法人 猪苗代町社会福祉協議会	969-3141 福島県耶麻郡猪苗代町大字磐里字六角78-1	福祉バス更新事業	3,857,000
社会福祉法人 身障者ポニーの会	300-1522 茨城県取手市高須2148	農機具及びて搾油機の新規設置事業	600,000
特定非営利活動法人 水戸共に育つ会	311-4141 茨城県水戸市赤塚1-1 ミオス2F社会福祉協議会ボランティアセンター内	障害がある子供たちのための活動及び人材育成事業	500,000
社会福祉法人 美明会	326-0324 栃木県足利市久保田町1223	通院・外出・送迎用車両の更改事業	1,700,000
特定非営利活動法人 サバイバルネット・ライフ	323-8686 栃木県小山市中央町1-1-1 小山市役所別館3F	トイレ改修工事と居室のエアコン設置事業	240,000
特定非営利活動法人 とちぎボランティアネットワーク	320-0027 栃木県宇都宮市埴田2-5-1 共生ビル1F	福祉施設・生活困窮世帯の食のためのフードバンク事業	3,170,000
社会福祉法人 ブライム	370-0035 群馬県高崎市柴崎町2325	屋外用冷蔵庫・冷凍庫・低温貯蔵庫の新規設置事業	2,500,000
社会福祉法人 どんぐり会	365-0059 埼玉県鴻巣市糠田1531-2	行事用車両の増設事業	5,000,000
社会福祉法人 松沢福祉会	343-0856 埼玉県越谷市谷中町2-88-4	園庭整備事業	5,000,000
社会福祉法人 江南会	360-0101 埼玉県熊谷市野原1064-1	送迎用車両の更改事業	2,758,000
特定非営利活動法人 コアラ小林	346-0016 埼玉県久喜市東2-3-20	介護タクシーの増車事業	1,550,000
特定非営利活動法人 日本点字技能師協会	353-0006 埼玉県志木市館2-4-5-306	点字技能検定試験のためのチャレンジ講習会と点字技能師の知識充実のための研修事業	2,266,000
特定非営利活動法人 子ども文化ステーション	331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町3-757-2 さいたま北NPOプラザ202	乳幼児(0歳~3歳児)の豊かな心を育むためのｼﾞﾀｰｽﾀｰﾄ参加型事業	500,000
特定非営利活動法人 成年後見センターしぐなるあいず	271-0092 千葉県松戸市松戸1292-1 シティイツ松戸510	「電動アシスト自転車」の購入事業	180,000



配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 グループ彩	286-0016	千葉県成田市米野207-1	送迎・外出用車両の更改事業	1,690,000
社会福祉法人 長生共楽園	297-0035	千葉県茂原市下永吉2812	送迎用車両の更改事業	2,000,000
社会福祉法人 創成会	289-2616	千葉県旭市見広字橋本4226-2	オートロック改修事業	2,500,000
特定非営利活動法人 カワセミ	216-0031	神奈川県川崎市宮前区神木本町3-10-1-102	移送業務継続のための車両増備事業	1,949,000
特定非営利活動法人 さくらんぼ	246-0022	神奈川県横浜市瀬谷区三ツ境5-14-303	地域の有償ボランティアを活用した病児・病後児の保育システム開発事業	500,000
特定非営利活動法人 健康医科学協会	251-0015	神奈川県藤沢市市川名718-6 ノイエシュトラーセ104	介護者のこころと身体健康づくりを支援する介護者支援テキストの作成事業	738,000
社会福祉法人 慶寿会	253-0081	神奈川県茅ヶ崎市下寺尾1835-2	送迎用車両の更改事業	2,219,000
特定非営利活動法人 虹の谷	400-0845	山梨県甲府市上今井町260-6 五幸ビル4F	障害児・者、アスペルガー等発達障害者のための健全育成を目的としたファーム教室開校事業	500,000
特定非営利活動法人 ふくし小淵沢	408-0044	山梨県北杜市小淵沢町5025	高齢者・障害者の絆を確保し安全・安心を追及する事業	500,000
特例社団法人 家庭生活研究会	166-0003	東京都杉並区高円寺南3-31-18	防災環境整備のための施設改修事業	363,000
特定非営利活動法人 日本福祉困基協会	150-0011	東京都渋谷区東1-27-9	基石購入事業	861,000
特定非営利活動法人 点訳・音声訳集団一步の会	179-0075	東京都練馬区高松2-16-12	点字プリンタ機器の買換え設置事業	1,100,000
社会福祉法人 豊生会	190-0155	東京都あきる野市網代326-1	通院・外出・送迎用車両の更改事業	1,800,000
特定非営利活動法人 男女平等参画推進みなど	108-0075	東京都港区港南3-4-8-1111	地域で暮らすDV被害などを経験した女性たちの居場所「ほっとすべーす・olive」で行う事業	357,000
特定非営利活動法人 日本ASL協会	102-0072	東京都千代田区飯田橋3-3-11 飯田橋ばんらいビル701	国際手話教育および通訳養成のための教材開発事業	500,000
特定非営利活動法人 ジャパンマック	114-0023	東京都北区滝野川7-35-2	依存症者家族支援プログラム担当者全国研修事業	5,000,000
特定非営利活動法人 システム・ハーイ	171-0052	東京都豊島区南長崎6-18-1 キャビットハウス1F	火災報知機等整備事業	677,000
社会福祉法人 国際視覚障害者援護協会	174-0052	東京都板橋区蓮沼町20-18	視覚障害者のためのオペラ鑑賞支援事業	500,000
特定非営利活動法人 ブリッジフォースマイル	100-8228	東京都千代田区大手町2-6-4 (株式会社ハソナグループ内)	進学を希望する児童養護施設児童のためのプラットフォーム構築事業	3,424,000
特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会	111-0053	東京都台東区浅草橋1-32-6 コスモ浅草橋酒井ビル2F	「指点字」の普及・啓発のためのテキストの作成・配布と人材育成のための講習会実施事業	5,000,000
特定非営利活動法人 NPO会計税務専門家ネットワーク	113-0031	東京都文京区根津1-19-14-201	NPO法人会計基準の普及を促進する為の研修システム構築事業	5,000,000
社会福祉法人 清明会	394-0034	長野県岡谷市湖畔1-18-19	通院・外出・日中活動送迎用車両の更改事業	2,000,000
特定非営利活動法人 アトリエM00	390-0303	長野県松本市浅間温泉1-30-6	施設整備改修工事	4,900,000
社会福祉法人 藤の木原福祉会	950-3307	新潟県新潟市北区樋ノ入1143-1	送迎・外出・病院搬送のための車輛更改事業	2,504,000
特定非営利活動法人 買物くらし応援団	933-0918	富山県高岡市大坪町3-7-31	毎日の買物に不自由を感じる方々の買い物代行サービスのための買物履歴紹介システム設置事業	945,000
特定非営利活動法人 エボック	924-0805	石川県白山市若宮3-72-1	事業所の風呂施設の改修事業	400,000
社会福祉法人 福授園	916-0016	福井県鯖江市神中町2-6-20	野菜栽培用鉄骨ハウスのビニール張替え事業	980,000
社会福祉法人 華光会	915-0026	福井県越前市五分市町3-6-1	除雪機購入事業	882,000
公益財団法人 静岡県腎臓バンク	431-3192	静岡県浜松市東区半田山1-20-1	一般県民向け、腎臓病予防・腎臓病の治療(透析治療や腎臓移植)について市民公開講座事業	500,000
社会福祉法人 遠浜会	430-0844	静岡県浜松市南区江之島町954-5	知的障害者更生施設ほっとの生産力向上のための軒花製造設備の改修事業	300,000
特定非営利活動法人 リベラヒューマンサポート	411-0855	静岡県三島市本町9-3	車両整備事業	2,427,000
社会福祉法人 伊豆市社会福祉協議会	410-2505	静岡県伊豆市八幡33-1	「地域ぐるみの子育て支援」のための人材育成と子育て・親育ち事業	388,000
特定非営利活動法人 地域とともに生きるめだかの会	470-1131	愛知県豊明市二村台4-13-4	パン製造機器の整備事業	2,267,000
社会福祉法人 日本介助犬協会	480-1101	愛知県愛知郡長久手町大字熊張字福井1590-51	肢体不自由者の自立と社会参加のための介助犬育成・普及啓発事業	5,000,000
特定非営利活動法人 心豊かにARDの会	488-0083	愛知県尾張旭市旭ヶ丘町旭ヶ丘5656-6	「届けよう! 広げよう! 絆つなぎの押し花メッセージカード」事業	500,000
特定非営利活動法人 アレルギー支援ネットワーク	453-0021	愛知県名古屋市中村区松原町1-24 COMBI本陣S棟103	「アレルギーを持つ患者・家族の会」の設立・活動支援ための事業	500,000

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
社会福祉法人 A J U 自立の家	466-0037	愛知県名古屋市中区恵方町2-15	名古屋まちのバリアフリー情報統合整備提供事業	4,910,000
特定非営利活動法人 Peek・a・Boo	496-0805	愛知県津島市本町3-66-1	施設改修事業	2,630,000
特定非営利活動法人 ウィスタリアブック	502-0932	岐阜県岐阜市則武中4-1-5-202	視覚障がい者の日常生活を支援するための“文字情報テキスト”デジタル化サービス事業	500,000
特定非営利活動法人 新邦楽グループ	511-0426	三重県いなべ市北勢町其原1951	伝統芸能を広く普及・次世代への継承の目的とする三世代、四世代での合同演奏事業	458,000
特定非営利活動法人 すずか希望の里	513-0824	三重県鈴鹿市道伯町2403	介護や認知症などに関する”講演と映画のつどい”実施事業	463,000
特定非営利活動法人 三重成年後見サポートセンター	514-1122	三重県津市川方町532-19	高齢者、障がい者の人権と財産を保護するための成年後見制度の普及推進と利用支援事業	500,000
特定非営利活動法人 宅老所 心	525-0014	滋賀県草津市駒井沢町343	地域の退職男性及び元気高齢者のための居場所の設置及びサポーター育成講座の実施活動事業	500,000
特定非営利活動法人 滋賀県難病連絡協議会	520-0044	滋賀県大津市京町4-3-28	重症難病患者や重度障害者の安心した生活のためのシステム作りのためのシンポジウム開催事業	479,000
社会福祉法人 信楽福祉会	529-1803	滋賀県甲賀市信楽町牧1159	送迎および通院、外出等に伴う車両の更改造業	1,900,000
社会福祉法人 さわらび福祉会	528-0005	滋賀県甲賀市水口町水口6743-1	床暖房設置事業	3,539,000
特定非営利活動法人 アイ・コラボレーション	525-0034	滋賀県草津市草津3丁目14-40	バリアフリー情報整備提供事業	4,915,000
特定非営利活動法人 京都運転ボランティア友の会	601-8146	京都府京都市南区上鳥羽奈須野町37	外出支援用車椅子対応車の整備事業	2,695,000
社会福祉法人 友愛会	621-0806	京都府亀岡市本梅町平松ナベ倉12	送迎用車両の更改造業	3,200,000
特定非営利活動法人 野田川良い町づくりの会	629-2313	京都府与謝郡与謝野町字三河内879	キッチン設備の新規設置事業	679,000
更生保護法人 盟親	604-8803	京都府京都市中京区六角通大宮西入因幡町112-4	被保護者用寝具の更改造業	1,067,000
社会福祉法人 大原野福祉会	610-1131	京都府京都市西京区大原野上羽町39-1	送迎用車両の更新事業	2,171,000
特定非営利活動法人 子どもの村を設立する会	604-0845	京都府京都市中京区二条殿町541 泰宏ビル2F	被虐待児童のための自立・就活食育事業	2,600,000
特例財団法人 京都YWCA	602-8019	京都府京都市上京区室町通り出水上近衛町44	多世代・多国籍の方たちの居場所づくりのためのトイレ・キッチン改修事業	1,800,000
社会福祉法人 乙訓福祉会	617-0836	京都府長岡京市勝竜寺長黒1-3	空調機及び屋根の改修事業	3,600,000
特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会	639-1055	奈良県大和郡山市矢田山町84-10	自閉症理解と啓発のためのキャラバン隊事業	1,500,000
特定非営利活動法人 地域活動支援センターぶろぼの	630-0264	奈良県生駒市西菜畑町1521	バリアフリー化のための改修事業	2,050,000
特定非営利活動法人 よつ葉福祉会	649-7207	和歌山県橋本市高野口町大字大野941-5	就労系事業所拠点整備のための改修工事	1,914,000
特例財団法人 豊野保育園	572-0831	大阪府寝屋川市豊野町2-36	パーティーションの改修・設置事業	3,000,000
社会福祉法人 千喜利会	596-0834	大阪府岸和田市天神山町2-5-1	天神山保育園外壁塗装塗替工事及び園舎屋上防水補修工事	5,000,000
特定非営利活動法人 地域通貨「げんき」による「地域まるごと再生」事業	572-0042	大阪府寝屋川市大和町11-1	地域通貨「げんき」による「地域まるごと再生」事業	450,000
社会福祉法人 東仁福祉会	572-0076	大阪府寝屋川市仁和寺本町3-12-20	給食室老朽化のための改修事業	2,300,000
特定非営利活動法人 NPOスバル	547-0026	大阪府大阪市平野区喜連西3-13-14	再利用型食器の導入と食器洗浄・殺菌機器並びに保管設備等整備事業	3,678,000
特定非営利活動法人 大阪市肢体不自由児者父母の会連合会	538-0051	大阪府大阪市鶴見区諸口1-7-5-304	障がい者の社会参加のための体験事業	675,000
更生保護法人 泉州寮	598-0071	大阪府泉佐野市鶴原1-4-6	収納式ベッドの新規設置事業	500,000
特定非営利活動法人 まちの案内推進ネット	542-0012	大阪府大阪市中央区谷町7-1-39	来街者のための電子出版によるバリアフリー情報整備提供事業	5,000,000
特定非営利活動法人 ノーベル	530-0042	大阪府大阪市北区天満橋3-3-5 天満インキュベーションラボ302	子育てと仕事の両立支援冊子作成&配布事業	500,000
特定非営利活動法人 支援の会ひまわり	663-8215	兵庫県西宮市今津水波町1-7	人工透析患者の通院支援のレベルアップを図るための見守り派遣事業	3,000,000
社会福祉法人 希望の家	669-1231	兵庫県東塚市玉瀬宇田島10	子どもの発達支援のための「きぼうっこくらぶ」療育事業	1,275,000
社会福祉法人 ゆうわ福祉会	651-1111	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町4-1-20	トイレ設置のための改修事業	700,000
特定非営利活動法人 PARIF	670-0802	兵庫県姫路市砥掘845-9	「子育てヘルパー」制度の創設に向けた本格的普及・展開事業	3,020,000
社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会	709-0821	岡山県赤磐市河本778-1	送迎用車両老朽化のための更改造業	2,000,000

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
社会福祉法人 恭和会	715-0026 岡山県井原市上出部町四季が丘20-7	送迎車輛の更改事業	3,000,000
社会福祉法人 常山福祉会	706-0132 岡山県玉野市用吉1676-1	送迎用車輛の更改事業	1,800,000
特定非営利活動法人 さんかくナビ	700-0867 岡山県岡山市北区岡町14-9 岡町ビル202	思春期の子ども及び生活経験の乏しい若い母子の生活支援・育児支援事業	500,000
社会福祉法人 砂丘福祉会	680-0942 鳥取県鳥取市湖山町東3-54	魚加工熟成乾燥庫の新規設置事業	1,700,000
社会福祉法人 広島市手をつなぐ育成会	733-0004 広島県広島市西区打越町17-27	作用場の改修事業	5,000,000
社会福祉法人 「ゼノ」少年牧場	720-0311 広島県福山市沼隈町草深1212	送迎車輛の更改事業	1,674,000
特定非営利活動法人 憩	731-0235 広島県広島市安佐北区可部町勝木時安田1248-56	施設改修事業	2,900,000
特定非営利活動法人 きっかけづくりの会	731-0141 広島県広島市安佐南区相田5-24-12-5	車イス使用者が安全に安心して外出できるための「車イス介助者育成講座」事業	500,000
社会福祉法人 親誠会	754-0893 山口県山口市秋穂二島434-1	給水設備老朽化による上水道への切替工事事業	5,000,000
社会福祉法人 E. G. F	759-3113 山口県萩市大字江崎396-3	稲作農機一式の新規設置事業	5,000,000
特定非営利活動法人 あげぼの会	756-0814 山口県小野田市千代町1-2-28	家屋老朽化のための改修事業	3,948,000
特定非営利活動法人 ほっとハウス	761-8057 香川県高松市田村町1200-3	移動車輛の授産事業	2,200,000
社会福祉法人 ローガン記念徳島栄光福祉会	770-0855 徳島県徳島市新蔵町3-34-2	外塀の老朽化のための改築事業	2,800,000
特定非営利活動法人 『どーんと・せーの!!!』	775-0506 徳島県海部郡海陽町角坂字天神後56-1	限界集落応援のための物々交換市場開設実験事業	1,889,000
特例財団法人 とくしまノーマライゼーション促進協会	770-0005 徳島県徳島市南矢三町2-1-59 徳島県立障害者交流プラザ	障害者のスポーツ振興のためのプログラム推進事業	500,000
特定非営利活動法人 ぶうしすてむ	790-0824 愛媛県松山市御幸2-1-16	障害者就労のためのパソコン技術習得支援と地域のネットワーク形成事業	500,000
特定非営利活動法人 ケア・サポート	794-2118 愛媛県今治市吉海町臥間46-2	配食・通院・送迎のための環境に配慮した車輛購入事業	2,000,000
社会福祉法人 馴鹿	791-0202 愛媛県東温市西岡乙3-58	自動食器洗浄機及び厨房備品の新規設置事業	1,900,000
特定非営利活動法人 ユニバーサルクリエート	790-0807 愛媛県松山市平和通り1-3-10	農業を通じた障がい者・高齢者・子育て世代のこころをつなぐ交流事業	500,000

配分団体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 My夢	807-0815	福岡県北九州市八幡西区本条東4-2-31	業務用オープン導入事業	300,000
社会福祉法人 三幸福社会	824-0601	福岡県田川郡添田町大字庄2522-8	園児の送迎及び、園外保育等用車両更改事業	4,000,000
社会福祉法人 夜須高原福祉村	838-0202	福岡県朝倉郡筑前町三箇山508	送迎用車両の更改事業	3,000,000
社会福祉法人 希耀會	808-0134	福岡県北九州市若松区大字乙丸1651-12	通院・外出及び送迎のための車輛の増車	3,500,000
社会福祉法人 幸生会	848-0023	佐賀県伊万里市大坪町丙1158-1	ダンボール回収作業用の車両更改事業	5,000,000
特定非営利活動法人 子どもと文化のネットワーク ぼっぼ・わーど	841-0051	佐賀県鳥栖市元町1228-2 鳥栖市勤労青少年ホーム内	ひとりぼっちの子育てママのための心のサポート事業	494,000
特定非営利活動法人 遊びの家共同保育園	859-0404	長崎県諫早市多良見町西川内1245	浴室と園舎老朽化のための改修工事	1,900,000
特定非営利活動法人 ポニーランド長崎	851-0134	長崎県長崎市田中町3439-1	送迎用車両の更改事業	2,300,000
社会福祉法人 友星会	859-4765	長崎県松浦市御厨町米ノ山489	外出・送迎用車両の更改事業	3,000,000
特定非営利活動法人 こどもサポートにつこ・にこ	879-1307	大分県杵築市山香町大字野原1413-3	高齢者と子どもの互いに生きる力を生みだすための世代間交流事業”虹いろゆうびん”事業	495,000
社会福祉法人 共生荘	873-0222	大分県国東市安岐町下山口63-2	植織機の新規設置事業	1,500,000
社会福祉法人 敬信会	863-0001	熊本県天草市本渡町広瀬133-6	大矢崎保育園の施設老朽化の為の大規模修繕事業	5,000,000
社会福祉法人 寿量会	861-4125	熊本県熊本市奥古閑町4375-1	送迎・外出用車両の更改事業	1,500,000
特例財団法人 熊本県ろう者福祉協会	862-0950	熊本県熊本市水前寺6-9-4 熊本聴覚障害者総合福祉センター	受信機器等設置事業	1,280,000
社会福祉法人 やまびこ福祉会	862-0975	熊本県熊本市新屋敷3-3-17	業務用洗濯機設置事業	1,899,000
社会福祉法人 善照福祉会	861-0316	熊本県山鹿市鹿本町下高橋4-1	外出、園外保育用車両更改事業	4,151,000
社会福祉法人 なのはな村	885-0041	宮崎県都城市一万城町82-4	製造・販売・流通専門家を呼んでの勉強会開催事業	500,000
特定非営利活動法人 山田りんどう福祉会	889-4601	宮崎県都城市山田町山田3063番地4	通所送迎用車両増備事業	3,400,000
特定非営利活動法人 かがしまNPO支援センター	891-0066	鹿児島県鹿児島市真砂町34-1 南光ビル202	地域の高齢者による障害者の就労支援と工賃アップ及びいきがいつくり支援事業	2,700,000
特定非営利活動法人 いちごいち笑 ～明日香の家族～	899-2502	鹿児島県日置市伊集院町徳重1786-2 前田平住宅4号棟106	家族介護者のための家庭介護・看護における事故予防と救急対応の心得伝授事業	500,000
特定非営利活動法人 ユーアイ自立支援の会	894-0012	鹿児島県奄美市名瀬小俣町3-50	洗びん機器の新規設置事業	5,000,000

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業(1団体 1,000,000円)

配分団体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 日本捜索救助犬協会	346-0104	埼玉県久喜市菖蒲町三箇759-3	災害時の緊急出動のための装備を充実する事業	1,000,000

③原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業(2団体 6,438,000円)

配分団体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特例財団法人 広島原爆被爆者援護事業団	739-1743	広島県広島市安佐北区倉掛3-50-1	被爆者養護施設援護のための機器購入事業	1,438,000
特例財団法人 放射線影響研究所	732-0815	広島県広島市南区比治山公園5-2	原爆被害者の成人健康調査のための全自動化学発光酵素免疫測定システムの整備事業	5,000,000

④文化財の保護を行う事業(2団体 5,499,000円)

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 愛岐トンネル群保存再生委員会	486-0844 愛知県春日井市烏居松町2-81 ボト春日井版編集室内	緑のトンネル回廊化・整備プロジェクト	4,999,000
特定非営利活動法人 海底遺跡研究会	901-1403 沖縄県南城市佐敷字佐敷1539-192	沖縄県内の水中文化財の保護をするための検証作業	500,000

⑤青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業(31団体 41,018,000円)

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 こども・コムステーション・いしかり	061-3282 北海道石狩市花畔2条1-9-1 北がスツラガ石狩1F	青少年の自立を応援する食育事業	500,000
特定非営利活動法人 YAGENフットボールクラブ	053-0055 北海道苫小牧市新明町4-2-8	乗用芝刈機購入事業	1,720,000
特定非営利活動法人 コンカリーニョ	063-0841 北海道札幌市西区八軒1条西1-2-10	こどもたちの、素直な自己表現のための演劇教室事業	500,000
特定非営利活動法人 NATURAS	041-0806 北海道函館市美原2-9-20	子どもたちの郷土愛を深める教育プロジェクト	500,000
特定非営利活動法人 ロージーベル	980-0014 宮城県仙台市青葉区本町1-9-5 五城ビル502 アネティ法律事務所内	少年の自立更生・社会復帰のための家開設事業と対面・電話相談事業	3,670,000
特定非営利活動法人 宇都宮子ども劇場	320-0846 栃木県宇都宮市滝の原1-2-15	子どもと舞台芸術家の・出会い・触れ合い・体験ひろば事業	500,000
特定非営利活動法人 科学映像館を支える会	350-1103 埼玉県川越市霞ヶ関東3-1-16	教育映画の理科教育のための支援事業	1,110,000
特定非営利活動法人 子ども劇場千葉県センター	260-0031 千葉県千葉市中央区新千葉2-17-6 サコト新 千葉102号	0・1・2・3・歳時と親のための「はじめてのおしげい」事業	500,000
特定非営利活動法人 地球学校	221-0061 神奈川県横浜市港北区日吉7-22-57	外国につながる子供のための「漢字学習」意欲向上教材の新規開発事業	500,000
特例社団法人 全日本ピアノ指導者協会	170-8458 東京都豊島区巣鴨1-15-1 宮田ビル3F	プロピアニストによる首都圏から離れた地域の小学校の音楽教室でのコンサート実施事業	500,000
特定非営利活動法人 劇場創造ネットワーク	166-0016 東京都杉並区成田西1-2-22	「若者のためのじっくりものづくり塾」事業	500,000
特定非営利活動法人 IWC国際市民の会	140-0015 東京都品川区西大井2-21-6	教員の外国人児童・生徒に日本語の指導と学校生活適応指導法の研修	500,000
特例財団法人 東京キリスト教青年会	135-0016 東京都江東区東陽2-2-20	“ニード”と働く試み ートライアル就労事業ー	360,000
特例財団法人 育てる会	180-0006 東京都武蔵野市中町1-6-7 朝日生命ビル5F	自動水栓化改修事業	2,650,000
特定非営利活動法人 東京シューレ	114-0021 東京都北区岸町1-9-19	調理実習施設のための改修事業	3,502,000
特定非営利活動法人 基スカイパーク	136-0073 東京都江東区北砂6-19-11-101	集まろう!囲碁フェスタ 2011 in Tokyo	413,000
特定非営利活動法人 野外教育学修センター魚沼伝習館	949-7301 新潟県南魚沼市五箇4820	“ココロをつなぐ” 青少年と保護者の社会的スキル向上のための自然体験活動事業	2,503,000
特例財団法人 金沢子ども科学財団	920-0913 石川県金沢市西町三番丁16	児童及び生徒の科学的活動機会拡充のためのオープンスクール事業	500,000
特定非営利活動法人 愛知レスキュー	445-0045 愛知県西尾市十郎島町南屋敷15	環境について学ぶEco推進事業	3,600,000
特例財団法人 ボーイスカウト愛知県連盟維持財団	461-0011 愛知県名古屋市中区白壁1-50 愛知県白壁庁舎4F	給水施設の老朽化のための改修事業	2,000,000
特定非営利活動法人 アジア日本相互交流センター	453-0021 愛知県名古屋市中村区松原町1-24 COMBi本陣N103	市民ボランティアによる外国にルーツを持つ子どもの教育支援事業	500,000
特定非営利活動法人 情報センターISIS大阪	573-0061 大阪府枚方市伊加賀寿町1-1 パークロード有馬201号	引きこもり等の青年のための健全な育成と社会参加支援事業	1,780,000
特例財団法人 大阪市教育振興公社	541-0055 大阪府大阪市中央区船場中央4-1-10-203 船場センタービル10号館2F	「生きる力」を向上させる場づくり事業	498,000
特定非営利活動法人 子どもNPOはらっぱ	599-0201 大阪府阪南市尾崎町1-2-13	子どもの心の居場所づくり事業	500,000
特定非営利活動法人 女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ	654-0022 兵庫県神戸市中央区元町通6-7-9 秋毎ビル1F	中・高生のためのデートDV防止教育と普及のための冊子作成事業	4,435,000
特定非営利活動法人 レックス体操クラブ	670-0965 兵庫県姫路市東延末1-56-903	コーディネートトレーニングを活用した体操教室事業	499,000
特定非営利活動法人 四国ブロックフリースクール研究会	761-8064 香川県高松市上之町3-3-7	パン・デザート作り体験プロジェクト	400,000
特例財団法人 仁淀川町ふるさと体験センター	781-1610 高知県吾川郡仁淀川町竹ノ谷612	不登校生の居場所を提供の為の活動事業	500,000

配分団体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 有田町どっこむ	844-0018	佐賀県西松浦郡有田町本町丙972-32	学童の健全育成を目的とした学童保育特別講座事業	498,000
特定非営利活動法人 しぜん あそ・まな・くらぶ	861-2108	熊本県熊本市昭和町6-12	子どもの野外活動時における安全教育のための教材開発事業	4,380,000
特定非営利活動法人 沖縄県芸術文化振興協会	902-0073	沖縄県那覇市字上間345-1 グレイズハムうえま2号棟1106	青少年の心身と感性を育むための身体表現ワークショップ事業	500,000

⑥地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業  
(6団体 13,690,000円)

配分団体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 足尾に緑を育てる会	321-1523	栃木県日光市足尾町松原2-10	機器の整備事業	3,000,000
特定非営利活動法人 人づくり 街づくり 環境づくり	285-0862	千葉県佐倉市新臼井田28-1	児童を含む住民農業愛好者との農業振興支援の推進事業	500,000
特定非営利活動法人 地球映像ネットワーク	162-0803	東京都新宿区赤城下町11-1	砺波散居村再生に向けた自然共生ミュージアム開催プログラム	4,478,000
特定非営利活動法人 中部リサイクル運動市民の会	460-0014	愛知県名古屋市中区富士見町9-16 有信ビル2F	名古屋市内のユース&リサイクルシステムにおける精神障がい者の社会就労体験事業	2,319,000
特例財団法人 公害地域再生センター	555-0013	大阪府大阪市西淀川区千舟1-1-1 あおぞらビル4F	フードマイレージ買物ゲーム普及のための事業	497,000
特定非営利活動法人 黒潮実感センター	788-0343	高知県幡多郡大月町柏島625	海の中の森づくり事業	2,896,000

(2) 東日本大震災被災者救助助成(7団体 100,839,000円)

東日本大震災の発生による被災者の救助を目的とする事業

配分団体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
日本赤十字社法人 日本赤十字社	105-8521	東京都港区芝大門一丁目1番3号	日本赤十字社の5地区(宮古市、釜石市、大船渡市、陸前高田市、気仙沼市)に対する福祉車両の配備事業	17,150,000
特定非営利活動法人 いわてアートサポートセンター	020-08789	岩手県盛岡市肴町4-20 永卯ビル3階	被災地の子どもたちに絵本を届けるためのブックモービル事業「3.11絵本プロジェクトいわて」	13,839,000
特定非営利活動法人 まちの案内推進ネット	542-0012	大阪府大阪市中央区谷町7-1-39	東北地方太平洋沖地震を被災され生活に必要な車イスを失われた高齢者、障がい者の皆様に移動支援のために車イスを贈り、生活再建の第一歩につなげ、コミュニティや社会への復帰を促すことを目指す事業	11,675,000
消費生活協同組合法法人 パルシステム生活協同組合連合会	169-8527	東京都新宿区大久保2-2-6 ラクス東新宿7階	東日本大震災の被災者自身による生活復興活動支援のための無料レンタル(仮称「アッシーくん」)事業	14,382,000
社会福祉法人 遠野市社会福祉協議会	028-0541	岩手県遠野市松崎町白岩字薬研淵1-3	被災者のニーズにきめ細かく応える「まごころ配送」のための車両購入事業	13,620,000
特定非営利活動法人 もりおか中津川の会	020-0877	岩手県盛岡市下ノ橋町7-36	ボランティアと被災者を送り届けるための「お助けバス」購入事業	11,024,000
学校法人 梅檀学園 東北福祉大学(東北福祉大学ボランティア会)	981-8522	宮城県仙台市青葉区国見一丁目8-1	東日本大震災における被災者への長期的総合支援事業(医療・看護・リハビリ・児童支援・心のケア等)	19,149,000

## 2 カーボンオフセット年賀寄附金

⑩地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範活大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業(12団体 56,816,000円)

配 分 団 体		使 途 内 容	配 分 額 (円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 ひまわりの種の会	006-0016 北海道札幌市手稲区富丘6条7-6-28	排出権(CER)の取得・償却	5,451,000
特定非営利活動法人 学校マルチメディアネットワーク支援センター	101-0021 東京都千代田区外神田6-11-14-308	排出権(J-VER)の取得・償却	2,592,000
特定非営利活動法人 地球と未来の環境基金	101-0041 東京都千代田区神田須田町2-2-5 CTNビル3F	排出権(CER)の取得・償却	4,147,000
特定非営利活動法人 環境文明21	145-0071 東京都大田区田園調布2-24-23-301	排出権(CER又はJ-VER)の取得・償却	7,859,000
特定非営利活動法人 富士山測候所を活用する会	102-0083 東京都千代田区麹町1-6-9 DIK麹町ビル901	排出権(CER又はJ-VER)の取得・償却	3,682,000
特定非営利活動法人 GoodDay	103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-6 ストークビルディング本石9F	排出権(CER)の取得・償却	4,147,000
特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉	336-0021 埼玉県さいたま市南区別所1-1-16 東京電力株浦和営業センター2F	排出権(CER)の取得・償却	6,480,000
特定非営利活動法人 森のライフスタイル研究所	396-0025 長野県伊那市荒井22 通り町第一ビルB1F 市民ひろば内	排出権(CER又はJ-VER)の取得・償却	8,876,000
特定非営利活動法人 賀露おやじの会	680-0909 鳥取県鳥取市賀露町南5-2433-5	排出権(J-VER)の取得・償却	1,400,000
特定非営利活動法人 ODAの木協会	791-3524 愛媛県喜多郡内子町中川小田深山無番地	排出権(J-VER)の取得・償却	5,184,000
公益社団法人 高知県森と緑の会	780-0870 高知県高知市本町5-1-50 中沢ビル4F	排出権(J-VER)の取得・償却	518,000
特定非営利活動法人 国際マングローブ生態系協会	903-0129 沖縄県中頭郡西原町千原1 琉球大学農学部内	排出権(CER)の取得・償却	6,480,000

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。



## 配分金の使途についての監査に関する事項

### 1 監査に応ずる義務

郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

### 2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

### 3 監査の実施方法

(1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。

(2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。

(3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別に定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

(参考)

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

25,129,355円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する経費（社員経費相当分、配分団体との間の通信費等）

7,766,268円

(3) 合計

32,895,623円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

平成23年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された  
寄附金の配分団体等の認可について

平成23年5月26日

総務省

# 1 平成23年用寄附金の配分について

## (1) 配分額

一般寄附金は、寄附金付葉書等の販売枚数増等から、対前年から約6千万円増加の4億5,886万円  
カーボンオフセット寄附金は、販売枚数減等から、対前年から約2千万円減の5,682万円

○ 一般寄附金 4億5,886万円（対前年5,840万円増）

（配分内訳）

- ・ 一般助成（下記以外） 3億5,802万円
- ・ 東日本大震災被災者向け 1億84万円

○ カーボンオフセット寄附金 5,682万円（対前年2,061万円減）

\* これとは別に、郵便事業(株)が、受け入れた寄附金と同額程度（5,826万円）を支出（認可の対象外）

（※）受入寄附金額は、販売枚数から無料交換分を差し引いたもの。

## (2) 平成23年用寄附金の申請及び配分の特色等

### 【一般寄附金】

○ 3月11日に発生した東日本大震災向けに配分原資4億6千万の内1億円を配分することとし、追加公募を実施（H23.4.7～4.15）。なお、一般公募はH22.10.1～11.30に実施済み。

○ 申請額 一般助成は24億円（昨年23億円 104.7%）、東日本大震災被災者向け9億円

○ 配分額 一般助成は3億6千万円、東日本大震災被災者向け1億円 合計4億6千万円（昨年約4億円114.6%）

### （一般助成分）

#### ① 申請及び配分の概要

- ・ 申請は、全体で、937団体、24億538万円（対前年33団体増、1億786万円増）

申請件数は、社会福祉関係が全体の86%、青少年健全育成関係が9%で、両者で全体の94%を占める。

申請団体件数で見ると社会福祉法人56%、NPO法人36%が占める。

- ・ 配分は、全体で、184団体、3億5,802万円（同52団体減、4,244万円減）、分野別の配分は、社会福祉関係が最も多い。

- ・ 採択率は件数で 20%、金額で 15%（前年はそれぞれ 26%、17%）と一部配分金を東日本大震災被災者向けに行うこととしたため採択率は下がっている。

② 配分の特徴（選考に際して審査委員が考慮した主な事項等）

原則：①社会的ニーズとその波及効果、②先駆性③事業計画の明確性・実現性④事業実施の緊急性を審査し、定量的基準（申請金額が低い事業、申請事業における寄付金依存率が低い事業、団体の繰越金が少ない事業を優先）も加味。

特に考慮した内容：

- ①車両購入助成において、環境対応車（電気自動車等）、②郵便資源（郵便配達網、局・支店スペース、ボランティア活動等）の活用による協働事業の二つの事項について配慮。

（東日本大震災被災者向け）

① 申請及び配分の概要

- ・ 申請は、全体で、45 団体、9 億 2,004 万円（申請件数は、NPO 法人が 76%、社会福祉法人が 7%）
- ・ 配分は 7 団体、1 億 84 万円（件数は、NPO 法人 43%）、

② 配分の特徴（選考に際して審査委員が考慮した主な事項等）

- ・ 東日本大震災の発生による被災者の救助に直接つながるものであること、緊急に実施する必要性の高い事業であること 等

**【カーボンオフセット寄附金】**

- 申請額は前年度よりも約 2 億 5 千万円増加の 6 億 5 千万円。配分は、前年度より 2,061 万円減の 5,682 万円。
- 国連が認証するクリーン開発メカニズム（CDM）に加え、環境省が認証するプロジェクト（J-VER）も配分の対象

申請及び配分の概要

- ・ 申請は、47 団体、6 億 5,165 万円（対前年 28 団体増、2 億 5,393 万円増）
- ・ 配分は、12 団体、5,682 万円（同 7 団体 2,061 万円減、）＜CDM：8 団体 15 プロジェクト、J-VER：7 団体 11 プロジェクト＞

申請額は大幅に増加したことに伴い、採択率は団体数で 26%、金額で 9%（配分金額については、寄附金と同額を郵便事業株式会社においても配分していることから実際の申請者に対する配分率は 18%）

## 2 審査結果

申請された平成 22 年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等については、以下のとおりお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「法」という。）、お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号。以下「政令」という。）及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 7 号。以下「施行規則」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p><b>【政令】</b>            （寄附金の配分団体等の決定の認可）            第 3 条 会社は、法第 7 条第 5 項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第 1 項の申請書の写し及び同条第 2 項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。</p> <p><b>【施行規則】</b>            （認可申請書に記載する事項）            第 2 条 令第 3 条の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 配分団体の名称及び住所</li> <li>二 配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要</li> <li>三 配分団体ごとの配分すべき額</li> </ul> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法</li> <li>二 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳</li> <li>三 法第 9 条第 2 項の規定により寄附金に充てられた金額</li> </ul>	<p><b>適</b></p>	<p>郵便事業株式会社（以下「会社」という。）から提出された認可申請書には、施行規則第 2 条第 1 項各号に定める事項が記載されているほか、施行規則第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める書類が添付されていることから、認可申請書として妥当なものと認められる。</p> <p>また、施行規則第 2 条第 3 号に定める書類についても添付されているが、法第 9 条第 2 項の規定による寄附金に充てられた金額はなしとしている。</p>

審査基準	審査結果	理由																				
<p><b>【法】</b>  (寄附金付郵便葉書等の発行)  第5条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。</p> <p>2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。</p> <p>一 <u>社会福祉の増進を目的とする事業</u></p> <p>二 <u>風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業</u></p> <p>三 <u>がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業</u></p> <p>四 <u>原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業</u></p> <p>五 <u>交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業</u></p> <p>六 <u>文化財の保護を行う事業</u></p> <p>七 <u>青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業</u></p> <p>八 <u>健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業</u></p> <p>九 <u>開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業</u></p> <p>十 <u>地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業</u></p>	<p>適</p>	<p>1 <u>配分団体が行う事業</u></p> <p>会社から申請された配分団体が行う事業は、法第5条第2項各号の事業に該当し、妥当なものと認められる。</p> <p>なお、寄附目的ごとの配分団体数は以下のとおり。</p> <table data-bbox="1279 459 1720 874"> <tr> <td>法第5条第2項第一号</td> <td>142 団体</td> </tr> <tr> <td>第二号</td> <td>8 団体</td> </tr> <tr> <td>第三号</td> <td>0 団体</td> </tr> <tr> <td>第四号</td> <td>2 団体</td> </tr> <tr> <td>第五号</td> <td>0 団体</td> </tr> <tr> <td>第六号</td> <td>2 団体</td> </tr> <tr> <td>第七号</td> <td>31 団体</td> </tr> <tr> <td>第八号</td> <td>0 団体</td> </tr> <tr> <td>第九号</td> <td>0 団体</td> </tr> <tr> <td>第十号</td> <td>18 団体</td> </tr> </table> <p>計 203 団体</p>	法第5条第2項第一号	142 団体	第二号	8 団体	第三号	0 団体	第四号	2 団体	第五号	0 団体	第六号	2 団体	第七号	31 団体	第八号	0 団体	第九号	0 団体	第十号	18 団体
法第5条第2項第一号	142 団体																					
第二号	8 団体																					
第三号	0 団体																					
第四号	2 団体																					
第五号	0 団体																					
第六号	2 団体																					
第七号	31 団体																					
第八号	0 団体																					
第九号	0 団体																					
第十号	18 団体																					

審査基準	審査結果	理由
<p>【法】</p> <p>(寄附金の処理等)</p> <p>第7条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。</p> <p>2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、<u>当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。</u></p>	<p>適</p>	<p><u>2 取りまとめた寄附金から控除する費用等</u></p> <p>会社においては、当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金集計事務に係る人件費等を計上しているが、当該費用は、その積算から妥当なものと認められる。</p> <p>また、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等を計上しているが、当該費用は、法第7条第2項に定める限度額の範囲内となっており、妥当なものと認められる。</p> <p>※ 今回の寄附金の配分に当たって会社が控除する費用</p> <p>(1) 一般寄附金</p> <p>ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用</p> <p>① 使途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附金付お年玉付郵便葉書等の周知用チラシ、新聞広告掲載料等の調製費等</li> </ul> <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2,457 万円</li> </ul> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用</p> <p>① 使途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附金の管理等に要する人件費、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等</li> </ul> <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 691 万円</li> <li>・ 会社の積算では 892 万円を要するが、法第7条第</li> </ul>



審査基準	審査結果	理 由
		<p>2項で定める上限（寄附金額 4 億 6,095 万円の 100 分の 1.5 に相当する額：691 万円）の範囲を超える分（201 万円）については会社が負担</p> <p>(2) カーボンオフセット寄附金</p> <p>ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用</p> <p>① 用途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附金の公募のために要した人件費</li> </ul> <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 56 万円</li> </ul> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の用途の監査のため特に要する費用</p> <p>① 用途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附金の管理等に要する人件費、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等</li> </ul> <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 85 万円</li> <li>・ 法第 7 条第 2 項で定める上限（寄附金額：5,822 万円の 100 分の 1.5 に相当する額：87 万円）の範囲を超えていない</li> </ul>

審査基準	審査結果	理由
<p><b>【法】</b> (寄附の委託)</p> <p>第6条 会社(寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。)から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第3項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。</p> <p>(寄附金の処理等)</p> <p>第7条</p> <p>3 会社は、<u>前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第5条第3項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの(以下「配分団体」という。)</u>及び<u>当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。</u></p>	<p>適</p>	<p>3 配分団体ごとの配分すべき額</p> <p>配分団体ごとの配分すべき額については、寄付金の公募要領によれば、会社において、申請団体の資格及び対象事業の範囲・条件に関する審査を行った上で、社外有識者による書面審査及び社外有識者から構成される審査委員会で審議等を行い、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体については、当該配分団体の申請内容を基本として決定していることから審査の過程は公正であり、妥当なものと認められる。</p>
<p><b>【法】</b> (寄附金の処理等)</p> <p>第7条</p> <p>4 会社は、前項の規定による決定をするに当たつては、当該配分に係る寄附金(以下「配分金」という。)の使途の適正を確保するために<u>当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>5 会社は、第3項の規定による決定をし、又は前項に規定する<u>当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</u></p>	<p>適</p>	<p>4 配分団体が守らなければならない事項</p> <p>配分団体が守らなければならない事項については、その内容として、配分金の使途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等が定められており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。</p> <p>5 配分金の使途についての監査に関する事項</p> <p>配分金の使途についての監査に関する事項については、その内容として、監査に応ずる義務、監査実施時期、監査の実施方法が定められており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。</p>

## 参 考 資 料

# 1 申請状況及び配分案

## (2) 事業ごとの団体数及び配分類

### (1) 配分原資の状況

#### ○一般寄附金

##### 【収入】

1 受入寄附金額	4億6,095万円
2 繰越金・返還金	2,950万円
3 小計(1+2)	4億9,045万円

##### 【支出】

4 費用	3,148万円
・寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及びそれらに付加された寄附金の取りまとめに 特に要した費用(寄附金付お年玉付郵便葉書等の周知のためのポスター等の調製費等)	2,457万円
・寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 (寄附金の管理等に要する人件費、申請団体との間の通信費、監査のための業務旅費等)	691万円

##### 【配分原資】

配分原資(3-4) 4億5,896万円

**配分予定額 4億5,886万円**

##### 【繰越金】

10万円

#### ○カーボンオフセット寄附金

##### 【収入】

1 受入寄附金額	5,822万円
2 繰越金	1万円
3 小計(1+2)	5,823万円

##### 【支出】

4 費用	141万円
・寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及びそれらに付加された寄附金の取りまとめに 特に要した費用(寄附金の公募のために要した人件費)	56万円
・寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 (寄附金の管理等に要する人件費、申請団体との間の通信費、監査のための業務旅費等)	85万円

##### 【配分原資】

配分原資(3-4) 5,682万円

**配分予定額 5,682万円**

##### 【繰越金】

0万円

### (参考1) 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行・販売状況(万枚)

種 類		発行枚数	対前年	販売枚数	対前年	販売率
葉書	一般寄附金付(絵入り)	23年	17,610	93.6%	14,578	82.8%
		22年	18,810		14,020	74.5%
	カーボンオフセット寄附金付(年賀)	23年	1,600	64.0%	1,074	67.1%
		22年	2,500		1,461	58.4%
	カーボンオフセット寄附金付(暑中)	23年	200	100.0%	116	58.0%
		22年	200		114	57.0%
切手	50円切手(売価53円)	23年	1,300	100.0%	1,157	89.0%
		22年	1,300		1,128	86.8%
	80円切手(売価83円)	23年	185	100.0%	125	67.6%
		22年	185		129	69.7%

### (参考2) お年玉付郵便葉書全体(寄附金付も含む)の発行・販売状況(万枚)

お年玉付郵便葉書(合計)	23年	382,025	98.0%	344,429	98.3%	90.2%
	22年	389,777				350,246

## (2)事業ごとの団体数及び配分額

一般寄附金	平成23年						平成22年					
	申請			配分案			申請			配分		
	団体数	申請額(万円)	構成比	団体数	配分額(万円)	構成比	団体数	申請額(万円)	構成比	団体数	配分額(万円)	構成比
1号事業 (社会福祉)	799	206,694	62.2%	142	29,038	63.3%	739	189,173	82.3%	176	29,287	73.1%
再掲(1)車両	327	79,603	23.9%	33	8,895	19.4%	289	68,000	29.6%	54	7,972	19.9%
(2)機器	196	48,790	14.7%	25	4,433	9.7%	210	52,739	23.0%	33	4,895	12.2%
(3)施設	167	55,817	16.8%	26	7,276	15.9%	149	49,836	21.7%	25	6,516	16.3%
(4)活動・一般	63	20,233	6.1%	20	6,578	14.3%	48	16,554	7.2%	23	7,953	19.9%
(5)活動・チャレンジ	46	2,252	0.7%	38	1,856	4.0%	43	2,044	0.9%	41	1,951	4.9%
2号事業 (非常災害救助)	53	93,857	28.2%	8	10,184	22.2%	4	1,110	0.5%	3	610	1.5%
再掲(1)一般助成	8	1,853	0.6%	1	100	0.2%	4	1,110	0.5%	3	610	1.5%
(2)東日本大震災	45	92,004	27.7%	7	10,084	22.0%	-	-	-	-	-	-
3号事業 (特殊疾病)	7	2,553	0.8%	0	0	0.0%	8	2,900	1.3%	0	0	0.0%
4号事業 (被爆者の援助)	2	644	0.2%	2	644	1.4%	1	500	0.2%	1	500	1.2%
5号事業 (交通事故等防止)	4	1,481	0.4%	0	0	0.0%	4	810	0.4%	1	50	0.1%
6号事業 (文化財保護)	3	650	0.2%	2	550	1.2%	7	1,887	0.8%	4	745	1.9%
7号事業 (青少年健全育成)	86	19,813	6.0%	31	4,102	8.9%	91	20,627	9.0%	38	6,611	16.5%
8号事業 (スポーツ振興)	7	1,117	0.3%	0	0	0.0%	20	3,952	1.7%	5	306	0.8%
9号事業 (留学生援護)	0	0	0.0%	0	0	0.0%	3	1,040	0.5%	1	175	0.4%
10号事業 (地球環境保全)	21	5,733	1.7%	6	1,369	3.0%	27	7,755	3.4%	7	1,762	4.4%
合計	( 108.6%) 982	( 144.7%) 332,541	100.0%	( 80.9%) 191	( 114.6%) 45,886	100.0%	904	229,754	100.0%	236	40,046	100.0%

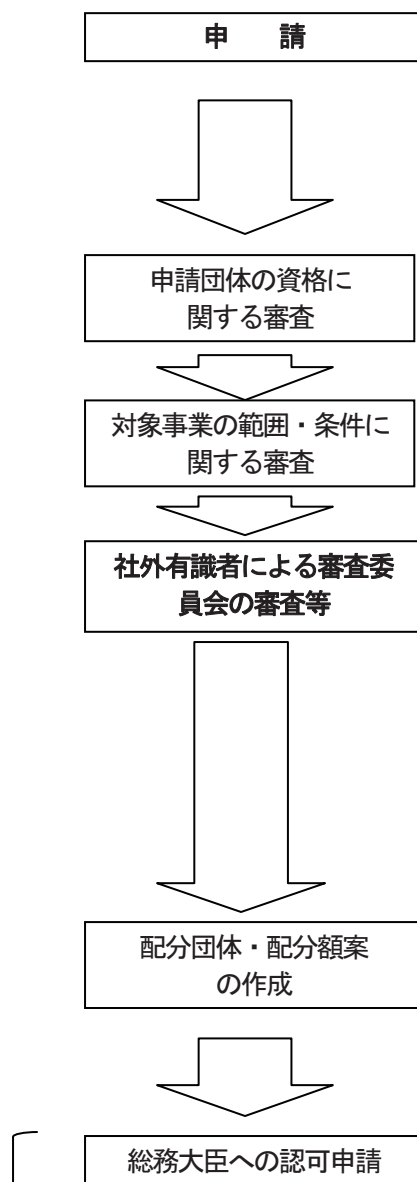
カーボンオフセット 寄附金	平成23年						(参考) 平成22年					
	申請			配分案			申請			配分決定		
	団体数	申請額(万円)	構成比	団体数	配分額(万円)	構成比	団体数	申請額(万円)	構成比	団体数	配分額(万円)	構成比
10号事業 (地球環境保全)	47	65,165	-	12	5,682	-	19	39,772	-	19	7,743	-
合計	( 247.4%) 47	( 163.8%) 65,165	-	( 63.2%) 12	( 73.4%) 5,682	-	19	39,772	-	19	7,743	-

注: 1 ( )内は対前年比

2 構成比の各欄の値は、四捨五入したものであるため、各欄の値の合計が100.0%とならないものがある。

## 2 郵便事業株式会社における寄附金配分団体・配分額案 決定の流れ

### ○ 一般寄附金（一般助成）



郵便事業株式会社（以下「会社」という。）の「平成23年度年賀寄附金配分申請要領（参考資料6、以下「一般寄附金申請要領」という。）」に従い、平成22年10月1日～同年11月30日の間に申請

※ 申請分類「活動、施設、機器、車両」のうち、「活動」については、50万円超500万円未満の事業を対象とした「活動・一般」及び50万円以下の事業を対象とした「活動・チャレンジ」の2区分。

なお、「活動・チャレンジ」については、より多数の者に寄附金の活用を促す観点から設けられているものであり、年々段階を追った事業が行えるよう、複数年（最長4年）にわたる事業も可能。

（ただし、4年連続した配分を約束するものではなく、毎年審査を受ける必要あり）

一般申請要領2. 「申請のできる団体と連続年配分の制限（営利を目的としない公益の増進に寄与する法人格を持つ団体であること等）」に合致していることを審査

一般申請要領3. 「申請のできる事業分野と事業期間（お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項各号に掲げられている事業のいずれかに該当すること、平成24年3月末日までに事業が完了すること等）」に合致していることを審査

#### 外部の有識者（審査委員14名）による書面審査（1件を各2名で審査）及び審査委員会で審議

審査委員会の審査に際し、申請（事業）内容の評価のほか、より多くの団体に配分が可能で、少額の配分でより大きな事業が可能なものとし、かつ、財政状況が厳しい団体に配分できるように、以下の定量的条件による優先順位付けの結果を加味

#### 【優先順位付けの条件】

申請された寄附金申請額がより小さい方を優先

申請された寄附金率（事業総額のうち寄附金申請額が占める割合）が低い方を優先

団体の前年度決算における次期繰越収支差額のより小さい方を優先（次期繰越収支差額がマイナスの場合には、次期繰越収支差額を0円とみなす。）

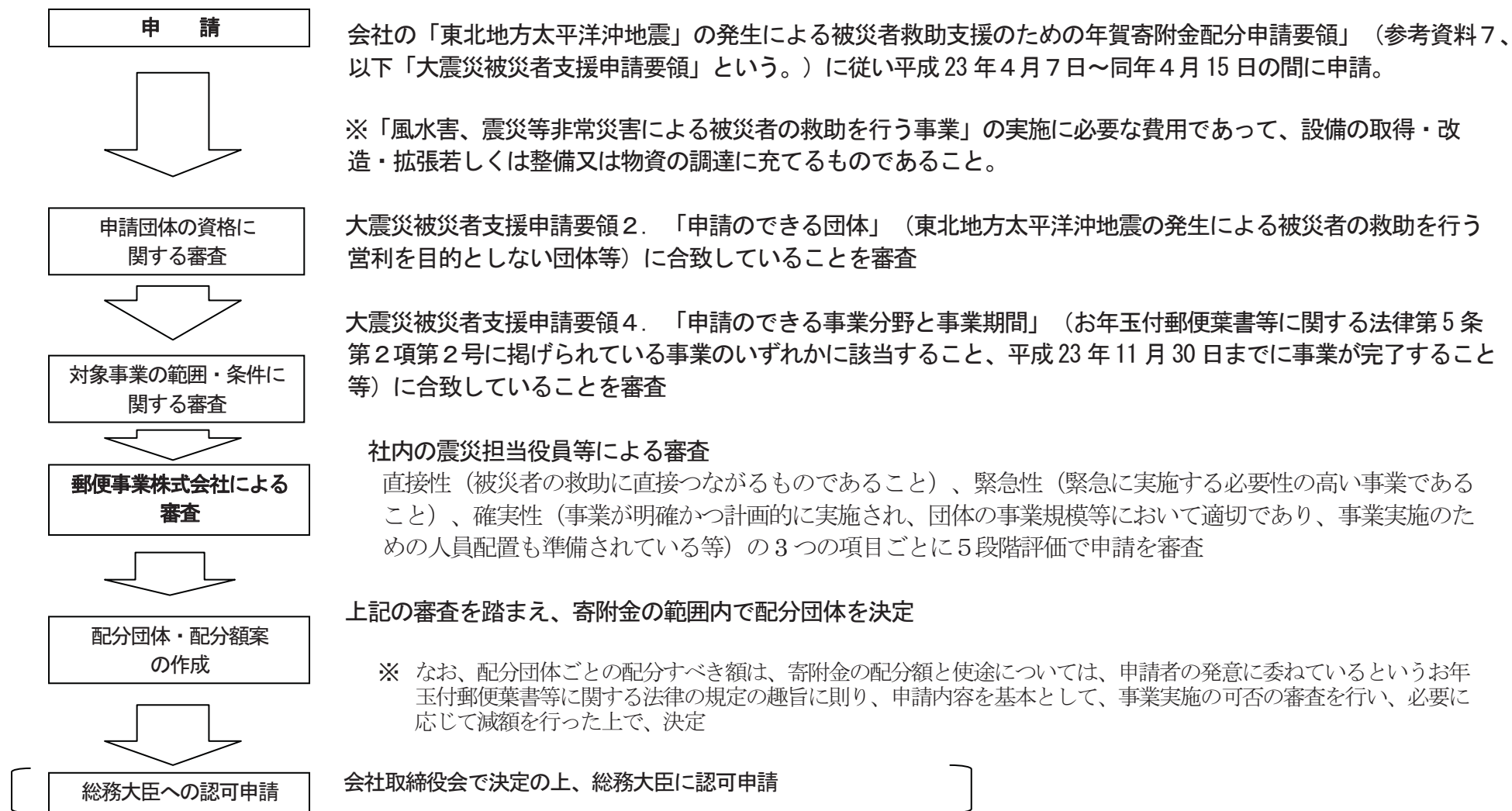
以上の3つの条件ごとに偏差値を算出し、3つの偏差値の合計（総合ポイント）により順位付け

審査委員会の審査結果を踏まえ、会社において、寄附金の範囲内で配分団体を決定

※ なお、配分団体ごとの配分すべき額は、寄附金の配分額と用途については、申請者の発意に委ねているというお年玉付郵便葉書等に関する法律の規定の趣旨に則り、申請内容を基本として、事業実施の可否の審査を行い、必要に応じて減額を行った上で、決定

会社取締役会で決定の上、総務大臣に認可申請

○ 一般寄附金（東日本大震災被災者向け）



○ カーボンオフセット寄附金

地球温暖化への対処、特にその原因とされる二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス削減への取組みが国際的な課題とされている中、郵便事業株式会社において、温室効果ガスの削減に用途を限定した寄附金付お年玉付年賀葉書を発行。

本件寄附金については、国連に認証された途上国における温室効果ガス削減・吸収プロジェクトであるクリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得、及び環境省に認証された国内における温室効果ガス削減・吸収プロジェクト（J-V E R）から得られる排出権の取得に充てることとされている。

なお、会社においては、カーボンオフセット寄附金にあわせて、それと同等額を寄附することとしている。

（したがって、実際に配分される寄附金総額は、カーボンオフセット寄附金の倍額）

申請

会社の「平成23年度カーボンオフセット年賀寄附金配分申請要領（参考資料8参照。以下「カーボンオフ申請要領」という。）」に従い、平成22年10月1日～同年11月30日の間に申請

申請団体の資格に関する審査

カーボンオフ申請要領「申請のできる団体（日本の非営利法人（公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人（移行期間中の社団法人、財団法人）、NPO法人）で、地球環境の保全を図る事業（お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条）を行う法人」に合致していることを審査

対象事業の範囲・条件に関する審査

カーボンオフ申請要領「国連に認証された途上国における温室効果ガス削減・吸収プロジェクトであるクリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権」「国内で実施される温室効果ガス削減・吸収プロジェクトから得られる排出権（J-V E R）」の2種類の排出権の取得にすべて充てられることを審査

社外有識者による審査委員会の審査等

外部の有識者（審査委員5名：一般寄附金とは別）による書面審査及び審査委員会で審議

配分団体・配分額案の作成

審査委員会の審査結果を踏まえ、会社において、寄附金の範囲内で配分団体を決定

※ なお、配分団体ごとの配分すべき額は、寄附金の配分額と用途については、申請者の発意に委ねているというお年玉付郵便葉書等に関する法律の規定の趣旨に則り、申請内容を基本として、事業実施の可否の審査を行い、必要に応じて減額を行った上で、決定

総務大臣への認可申請

会社取締役会で決定の上、総務大臣に認可申請



### 3 配分団体が守らなければならない事項

#### 1 配分金の使途の制限

配分金は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

#### 2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

#### 3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

#### 4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。  
なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

#### 5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

#### 6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

#### 7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

## 4 配分金の使途についての監査に関する事項

### 1 監査に応ずる義務

郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

### 2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

### 3 監査の実施方法

- (1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。
- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

## 5 関係法令条文

<b>お年玉付郵便葉書等に関する法律</b> <b>(昭和二十四年法律第二百二十四号)</b>	<b>お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令</b> <b>(昭和三十三年政令第二百七十九号)</b>	<b>お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則</b> <b>(平成十五年総務省令第七号)</b>
<p>第二条 会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 発行の数</li> <li>二 販売期間</li> <li>三 くじ引の期日</li> <li>四 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数</li> <li>五 前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続 (寄附金付郵便葉書等の発行)</li> </ol> <p>第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。</p> <p>2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 社会福祉の増進を目的とする事業</li> <li>二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業</li> <li>三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業</li> <li>四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業</li> <li>五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業</li> <li>六 文化財の保護を行う事業</li> <li>七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業</li> <li>八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業</li> <li>九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業</li> <li>十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業</li> </ol>		

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 寄附目的</li> <li>二 発行の数</li> <li>三 販売期間</li> <li>四 付加される寄附金の額</li> </ul> <p>4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。</p> <p>(寄附の委託)</p> <p>第六条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。</p> <p>(寄附金の処理等)</p> <p>第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。</p> <p>2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。</p> <p>3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。</p>		

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の用途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の用途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（寄附金の配分を受けようとする団体の公募）            第一条 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。</p>	<p>（寄附金の配分を受けようとする団体の公募）            第一条 お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条の公募（以下単に「公募」という。）は、寄附金の配分を受けるための申請の受付期間の初日から起算して少なくとも一週間前に、新聞、インターネットその他の適切な方法により行わなければならない。            2 公募は、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。            一 寄附金の配分を受けることができる団体の資格            二 寄附金の配分を受けるための申請の受付期間及び場所            三 申請に必要な書類            四 配分団体の選定の方法</p>

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。</p>	<p>(寄附金の配分を受けるための申請の手続)</p> <p>第二条 前条の規定に基づき寄附金の配分を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を会社に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 申請団体の名称及び住所</li> <li>二 申請団体の行う事業</li> <li>三 寄附金を使用して行おうとする事業の実施計画並びにその事業の着手及び完了の予定時期</li> <li>四 配分を受けようとする寄附金の額及びその算出の基礎</li> <li>五 配分に係る寄附金の交付を必要とする時期</li> </ul> <p>2 前項の申請書には、当該寄附金の寄附目的に係る事業を所管する大臣又は都道府県知事の意見書、定款、寄附行為その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(寄附金の配分団体等の決定の認可)</p> <p>第三条 会社は、法第七条第五項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第一項の申請書の写し及び同条第二項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(認可申請書に記載する事項)</p> <p>第二条 令第三条の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 配分団体の名称及び住所</li> <li>二 配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要</li> <li>三 配分団体ごとの配分すべき額</li> </ul> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法</li> <li>二 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号。以下「法」という。）第七条第二項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳</li> <li>三 法第九条第二項の規定により寄附金に充てられた金額</li> </ul> <p>(配分団体が守らなければならない事項に係る認可申請)</p> <p>第三条 法第七条第五項に規定する同条第四項の配分団体が守らなければならない事項に係る認可の申請は、当該事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。</p> <p>(配分金の使途についての監査に関する事項に係る認可申請)</p> <p>第四条 法第七条第五項に規定する同条第四項の配分金の使途についての監査に関する事項に係る認可の申請は、当該事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。</p>

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付きとして発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。</p> <p>（寄附金の経理等）</p> <p>第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。</p> <p>2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。</p> <p>第十条 会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。</p> <p>（協議等）</p> <p>第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第十二条 この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（罰則）</p> <p>第十三条 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。</p>	<p>（審議会等で政令で定めるもの）</p> <p>第四条 法第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。</p>	

## 6 平成23年度年賀寄附金 配分申請要領

### 平成23年度年賀寄附金 配分申請要領

#### 一 社会貢献事業への助成金申請の公募 一

##### はじめに

社会貢献事業に対する平成23年度年賀寄附金の配分団体を  
次のとおり公募いたします。

申請受付期間：平成22年10月1日(金)から同年11月30日(火)

##### 【年賀寄附金について】

国民の福祉の増進を図ることを目的として、昭和24年(1949年)12月に初めて「寄附金付お年玉付郵便葉書」(以下「寄附金付年賀葉書」という。)を、そして平成3年(1991年)からは「寄附金付お年玉付郵便切手」(以下「寄附金付年賀切手」という。)を発行しています。今年は始まりから数えて62回目を迎え、ご購入いただいた方々の善意の浄財である寄附金はこれまでに合計で約463億円にのぼります。

年賀寄附金配分事業は郵便事業株式会社が「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(昭和24年11月14日法律第224号)に基づいてこれを行っております。お預かりしました寄附金を、法律に定められています10の分野の事業(P.6「申請のできる事業分野と事業期間」を参照)を行う団体に配分します。

年賀寄附金配分事業は、社会の発展に大きく貢献することを目的としています。

##### 【年賀寄附金の意義について】

現在、年賀寄附金は年間約4億円弱の規模にあり、日本有数の社会貢献助成資金です。しかもその寄附者は寄附金付年賀葉書あるいは寄附金付年賀切手を購入いただいた方々であり、年賀寄附金は多くの人々がその意志を持って社会貢献の寄附活動に参加するという裾野の広がりを持つ、日本の誇るべき助成資金です。

年賀寄附金配分事業は民間寄附金により支えられてきた事業であり、今後、より一層の社会的重要性が増すものと考えます。

##### 【年賀寄附金配分事業の分野について】

年賀寄附金配分による助成は、公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・調査研究等の“活動”分野、および「施設改修」、「機器購入」、「車両購入」という“物品”を主体とする分野に対し行われます。

配分事業プログラムは次の5つのプログラムです。

申請区分	申請可能な金額
活動・一般プログラム	50万円～500万円まで
活動・チャレンジプログラム	～50万円まで
施設改修	～500万円まで
機器購入	
車両購入	

活動・チャレンジプログラムは毎年申請と審査を条件として4年間の継続受給が可能です。この間に新規事業の企画、調査、試行を経て継続事業運営に入っていくステップを支援することにより、社会に先駆的事业が育ち、助成の裾野が広がることを企図しています。4年間継続せず、単年度で完了したり、可能性が見えてくれば途中から「活動・一般プログラム」として申請することも可能です(ただし、一般プログラムを実施した場合には、継続受給可能期間中であっても、次年度は配分を受けることはできません。)

##### 【年賀寄附金配分事業の方向付け・審査・評価】

広く社会の知性により配分事業の方向付けをいただくために、平成18年に郵便事業株式会社の社外有識者による「年賀寄附金アドバイザー・グループ」を設置いたしました。そして年賀寄附金配分の申請を審査する年賀寄附金審査委員会が同じく社外有識者により構成され、さらに助成された事業の成果を評価する年賀寄附金評価委員会が同じく社外有識者により構成されています。

このように年賀寄附金制度は透明で公正な事業運用がなされる仕組みを整えています。

なお、年賀寄附金配分助成による事業成果については事業評価を実施しています。この評価は、今後の年賀寄附金配分助成事業の改善のための参考として役立てるため、また、事業を実施された団体の皆さまに実施された事業が将来にわたり、よりステップアップに繋がるよう再度、事業内容を見つめ直す機会にさせていただきたいと願って行なうものです。



【 助成配分において今回特に留意する事項】

昨年実施した留意事項を継続します。

(1) 「車両購入」助成における環境対応車（以下、エコカーという。）の扱いについて

深刻化する地球環境問題、特に地球温暖化は予想以上のスピードで進んでいます。このような中、車両が排出するCO<sub>2</sub>が地球温暖化に及ぼす影響を看過できない状況にあり、如何にこのCO<sub>2</sub>量を減少させるかが喫緊の課題となっています。そこで、車両利用が必要不可欠な活動等に取り組んでいる団体が、環境に配慮したエコカーを活用して地球温暖化防止に配慮しつつその活動を行おうとされる場合には、審査にあたり、優先留意いたします。ただし、単なる既存車からエコカーの切り替えではなく、そこに新たな付加価値、先駆性、波及性のある他のモデルとなるような活動であることを期待いたします。

対象車種は電気自動車、電気自動二輪、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車とします。なお、電動アシスト自転車については『機器購入』申請において配慮いたします。

また、配分決定後購入に際し、国・地方自治体の補助金制度の対象車となる場合には、制度申請の手続きを申請団体に行なっていただきます。補助金を受けた場合には、受け取った補助金額分を郵便事業株式会社あてに返還していただきます。

この分野は未だ大きな動きのある分野であるため、本件申請希望団体は必ず事前に年賀寄附金事務局にご相談いただき、その上で申請していただくようお願いいたします。

(2) 「活動助成（一般・チャレンジ）」における郵便資源の活用等について

郵便事業は社会貢献活動の一環として、地方公共団体との連携のもと、地域の一人住まいのお年寄りへの声掛け活動（ひまわりサービス）等を行っていますが、地域との連携を基盤とする事業として、これまで以上に、地域社会の発展、社会福祉への貢献を果たしていきたいと考えています。そこで従前からの地方公共団体との連携はもとより、地域に根ざした活動をしている様々な非営利団体との連携も積極的に進めたいと考えています。具体的には、郵便事業のもつ資源、例えば地域の隅々までカバーした配達網、物流拠点、人的パワー等を活用して、あるいは協働した取り組みにより、より成果を増進させることが期待できる活動について、郵便事業としてどのような関わり方が可能か事前にご相談に応じるにより、郵便事業との協働にご関心のある地域の非営利団体による申請を支援いたします。

※1. 本件申請希望団体には、事前に年賀寄附金事務局に、郵便資源の活用ができるかどうかについての確認・照会していただいた上で、申請していただきます。

なお、事務局が協働の可能性実現へ向けお手伝いいたしますが、希望される活動内容等によってご希望に沿いかねる場合があります。また、あくまでも申請前における協働活動の実施可否の調整・確認であり、寄附金配分をお約束するものではなく、寄附金の配分は申請後の年賀寄附金審査委員会の審査結果により決定され

ますので、ご了承願います。

※2. 「活動助成（一般・チャレンジ）」における社会福祉法人・更生保護法人・特例社団法人・特例財団法人・公益社団法人・公益財団法人・NPO法人の非営利法人活動と郵便事業の協働の可能性を探求します。

※3. 参考事例

(1) 過去の年賀寄附金配分事例

- ① 高齢者を激励するための「お手紙キャラバン隊活動」事業  
[平成22年度配分事業]
- ② 障がい者の自立支援のための「郵便協働」による施設製品のカタログ販売事業 [平成22年度配分事業]
- ③ 引きこもり経験者、発達障がい者などが無理なく社会参加するための就労体験事業 [平成22年度配分事業]
- ④ 地域社会の福祉の増進と発展を目的とした「届けよう！ 届けよう！ 絆つなぎの押し花メッセージカード」事業 [平成22年度配分事業]

(2) 郵便事業の地方公共団体等との連携事例

- ①過疎地域における高齢者への励ましの声かけ、②道路損傷等の情報提供、③要保護高齢者・迷子の発見・保護、④安心パトロール、⑤こども110番

(3) その他

地域のための“ふれあいの場”提供、ものづくり教室の開催、各種サークルの発表・展示など。

## 1. 配分事業の流れ



※ 太線 ( ) で囲んである事柄は、団体で行っていただくものです。

## 2. 申請のできる団体と連続年配分の制限

寄附金付年賀葉書あるいは寄附金付年賀切手の購入者からお預かりした年賀寄附金は申請により配分いたします。

申請可能な団体は営利を目的としない、公益の増進に寄与する、法人格を持つ団体です。具体的には

- (1) 社会福祉法人
- (2) 更生保護法人
- (3) 特例社団法人、特例財団法人
- (4) 公益社団法人・公益財団法人
- (5) 特定非営利活動法人(NPO法人)

であり、下記3に示す10の分野の事業を行う法人が対象となります。

また、その法人は法人の最新決算時において法人登記後満1年以上を経過しており、丸1年間の年度決算書を確認している必要があります。

これらの条件に合致しない団体、例えば任意団体や医療法人・宗教法人・学校法人・一般社団法人・一般財団法人等は申請できません。

なお、年賀寄附金配分助成は2年連続して同一団体が受けることはできません。(平成22年度の配分決定を受けた団体は平成23年度の配分対象となりませんので、今回申請を出すことはできません。昨年申請を出したものの、配分を受けることができなかった団体は申請を出すことができます。)。ただし、上述のとおり「活動」の「チャレンジプログラム」については、事業内容・実施状況が良ければ4年間連続した配分を受けることができます(毎年申請して審査を受けていただく必要があります。)

## 3. 申請のできる事業分野と事業期間

申請できる事業分野は「お年玉付郵便葉書等に関する法律」により10の分野に定められています。団体は定款又は寄附行為に基づいて行うこれらの事業につき配分申請ができます。事業は寄附金を配分することを決定した日以降に実施し、平成24年3月末日までに経費の精算(支払い)も含めて完了するものを対象とします。事業は日本国内で実施されるものを対象とし、海外で実施される事業は対象外とします。

ただし、海外活動を行う団体が国内で行う啓発事業等は、国内で行われる事業ですから対象となります。

### (1) 対象事業

- ① 社会福祉の増進を目的とする事業
- ② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- ③ がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- ④ 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- ⑤ 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生

若しくは水難の防止を行う事業

- ⑥ 文化財の保護を行う事業
  - ⑦ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
  - ⑧ 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
  - ⑨ 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
  - ⑩ 地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業
- (2) その他の条件
- ① 年賀寄附金及びそれ以外の助成団体への併行申請は可能ですが、年賀寄附金配分申請事業と重複する内容に対して別の補助金・助成金が決定された場合には年賀寄附金の配分は行いません。
  - ② 申請は1法人1申請とします。1施設1申請ではありません。また、車両購入は1申請につき1台です。
  - ③ 整備する浴槽、配備する車両等が施設の入居者又は利用者へのサービスの提供に直接供されるなど、寄附金配分対象となっている10の事業(前記(1)①～⑩)の実施に直接つながるものであること。
  - ④ 車両購入は、車両本体価格のみを配分対象とします(付属品及びオプション品の購入費用並びに税金及び登録諸費用は申請団体の負担となります。)
  - ⑤ 車両・機器は、配備後自ら所有するものとし、リース・レンタル配備を行うものではないこと。また中古品は対象としません。
  - ⑥ 施設改修は、模様替工事、修理・保全工事、外構工事(門、塀、柵等)及び建築設備工事(電気・空調・給排水設備等)のみを対象とし、新築・増築(建築面積・床面積を増やすもの)は対象としません。施設は法人所有施設、公的施設を対象とします。個人所有施設の場合には5年以上の長期貸与契約(無償・有償を問いません。契約期間が5年以上であり、平成23年4月1日以降の残存契約期間が3年以上あるものとします。)がなされていることが条件となります。
  - ⑦ 申請に係る事業の実施の緊急性が高いものであること。
  - ⑧ 申請法人が自ら実施する事業であること。申請法人の責任において事業の一部を外部へ委託することは可能。
- (3) 申請事業に期待すること。
- ① 社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業であること  
事業への社会的要請が高く、また事業実施後の成果の社会への普及効果が高いこと。
  - ② 先駆性の高い事業であること  
従来事業の単なる延長ではない、先駆性の高い事業であること。新しく先駆的な事業内容であるか、あるいは事業プロセスの新規な改善であること。
  - ③ 事業計画が明確化され、実現性が高い事業であること  
事業は具体的に計画され、1年間の事業内容として団体の事業規模に対して適切であり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運転資金の調達準備が整えられ、事業の

成果目標が明確化され、今回の事業に繋がる過去の蓄積を持ち、実現の度合いの高いこと。

- ④ 緊急性の高い事業であること  
ここ1年間の事業年度内に実施する必要性の高い事業であること。  
これら4条件は特に「活動」事業において優先配慮されますが、「活動」以外の他の事業においても配慮されます。
- (4) 定量的条件の配慮
- 以上の配慮に加えて以下の定量的条件が優先順位決定に加味されます。
- ① 寄附金申請額がより小さい方を優先(助成を必要とすることができるだけ多くの団体に配分するため)
  - ② 申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が大きい方を優先(事業の実施に向けて自己努力意識や準備の高い団体)
  - ③ 団体の前年度決算における次期繰越収支差額のより小さい方を優先(財政状況が厳しく助成の必要性のより高い団体)

#### 4. 配分申請に必要な書類

配分申請に必要な書類は下記のとおりです。年賀寄附金配分申請書の各種様式は年賀寄附金ホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>)または郵便CSRブログ(<http://blog.post.japanpost.jp/csr/>)からダウンロードできます。また、郵送で同様式を希望される方は下記の年賀寄附金事務局まで郵便はがきもしくはファックスにより、法人名、住所、電話番号及び「平成23年度年賀寄附金配分申請書類 希望」と明記の上、お申し込みください。

##### (1) 申請書類 (必須提出書類)

- ① 年賀寄附金配分申請書(申請書には、「活動・一般」、「活動・チャレンジ」、「施設」、「機器」、「車両」の5種類がありますので、どれか1つを選択してください。)
- ② 配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事等の意見書  
※意見書の入手には時間が必要です。11月12日頃までには所管部門に意見書の交付申請をしてください。
- ③ 申請する団体の定款又は寄附行為
- ④ 平成21年度申請団体収支決算書
- ⑤ 平成22年度申請団体収支予算書
- ⑥ 必要な見積書
- ⑦ 郵便はがき  
申請書類を受領した旨を事務局より通知いたしますので、配分申請書 P.1「実施責任者」の連絡先(住所)・氏名を宛名面に記載してください。

## (2) 説明資料

- ① 施設の場合、図面及び改修箇所の写真など事業内容が具体的に分かる書類等  
(個人所有施設の場合は施設貸与契約書の写しも添付)
- ② 文化財の保護の場合、登録証明書など文化財の指定を受けていることので分かる書類等
- ③ 団体を紹介したパンフレット等(作成している場合)
- ④ その他必要と考える説明資料

## (3) 提出先

申請書類は受付期間中に下記あて、必ず郵便(申請書(A4)を折らずに入る封筒を使用し、特定記録郵便若しくは簡易書留郵便)にてお送りください。

なお、申請に必要な書類が全て揃っているかどうか、よくご確認の上、提出ください。  
特に「意見書」は必須ですので、入手のために余裕時間をもってご準備ください。

(申請書各種様式の申し込み・申請書類の提出先)

〒100-8798

東京都千代田区霞が関 1-3-2

郵便事業株式会社 経営企画部 環境・社会貢献室内

年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401

FAX：03-3592-7620

(土日祝日を除く、10:00~12:00 又は 13:00~17:00 にお願いたします。)

受付期間は平成22年10月1日(金)から、平成22年11月30日(火)(当日消印有効)です。  
消印が12月1日(水)以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

## (4) 申請書記入上の注意

- ① 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク(印刷、ボールペン、万年筆)の使用をお願いいたします。
- ② 配分申請書は、審査資料としてそのままコピーしますので、糊付けやホチキス留めはご遠慮ください。申請書用紙に切り貼りをした場合はコピーしたものを提出ください。  
なお、コピーは両面刷りにしないでください。
- ③ 配分申請書は所定の申請書様式を使用してください。記載紙面の追加等は認められません。同ページ内の項目間において、行数を増減していただくことはかまいません。
- ④ 審査は申請書類(添付資料を含む)のみで行いますので、配分申請要領、申請書の注意書きに対応した的確かつ簡潔にポイントを掴んだ記載を心掛けてください。また、第三者が容易に判読できるよう、分かりやすい記載をお願いいたします。

## 5. 配分の決定と通知の時期

- (1) 寄附金配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可を受けて決定いたします。
- (2) 配分団体・配分額の決定は平成23年4月末を予定しており、申請された団体には、採否の結果について書面にてお知らせいたします。

## 6. 配分通知の交付式と事業の実施

- (1) 寄附金配分対象団体へは郵便事業株式会社から連絡の上、都道府県庁所在地にある郵便事業株式会社支店等において年賀寄附金の配分決定通知書交付式を行う予定です。ご出席をお願いいたします。
- (2) 配分申請に対し、審査委員会において査定が行われる場合がありますので、申請された金額が減額となる可能性があります。減額されたために事業が実施できないと判断される団体は、寄附金配分を辞退することができます。
- (3) 配分決定の時期は申請から半年ほど経過しており、状況の変化もあると考えられますので、配分決定時点で事業計画の見直しを行っていただきます。見積もりを再度とり、現状に即した事業実施計画書を作成し、当社に提出していただきます。これに基づいて事業を実施していただくこととなります。ただし、申請の骨格を変えるような修正は審査の趣旨に反しますので、あくまでも申請内容に沿った小規模な修正としていただきます。
- (4) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において、事業総額が減少した場合は、その差額分だけ配分決定寄附金額から減額いたします(自己負担金額の減額はできません)。また、事業総額が逆に増加した場合、寄附金は増額になりませんので、増額分を自己負担していただくこととなります。あらかじめご了承ください。
- (5) 寄附金は事業の終了月の月末に配分いたします。ただし、活動については、申請団体の要望に基づき当社が認める場合には、事業開始月・事業終了月の時期から送金月(2回、半額ずつ送金)を選択することができます。

## 7. 年賀寄附金配分事業の表示

寄附金配分を受けて実施した事業においては、購入物件のある場合はその物件へ、冊子調製などはその冊子へ、その他の場合は何らかの方法をもって年賀寄附金配分事業により実施した旨の表示をしていただきます。(詳細につきましては配分決定後、実施計画書を作成していただく際にご説明いたします。)

なお、寄附金配分を受けて実施した事業につき機関誌等へ掲載する場合も、「郵便事業株式会社により年賀寄附金配分を受けました」旨の記述をお願いします。

## 8. 事業終了時

事業の終了時には「事業完了報告書」及び「自己評価書」を提出していただきます。

## 9. 監査及び評価

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されたか、事業のその後はどうなったのか等を確認するため、法律により監査が義務付けられています。郵便事業株式会社社員監査職員が監査のために派遣され実地に監査を行います。

また、平成19年度以降の事業の完了後に事業成果の評価を行っています。自己評価及び評価委員会からのヒアリング調査（選定された案件につき）などがあります。ご協力をお願いします。

## 10. お問い合わせ

### (1) お問い合わせの多い質問と回答

年賀寄附金ホームページ及び郵便CSRブログにて、お問い合わせの多い質問と回答を掲載しておりますので、ご参照ください。

年賀寄附金ホームページ <http://www.post.japanpost.jp/kifu/>  
郵便CSRブログ <http://blog.post.japanpost.jp/csr/>

### (2) 電話によるお問い合わせ

以下の電話番号にお問い合わせください。お問い合わせが多い場合には、電話がつながりにくいことがあります。あらかじめご了承ください。

申請希望事業が申請できる事業であるかどうかの問い合わせ等、事前問い合わせも歓迎します。

年賀寄附金事務局  
電話：03-3504-4401 FAX：03-3592-7620  
(土日祝日を除く、10:00～12:00 又は 13:00～17:00 にお問い合わせいたします。)

## 11. その他ご注意

(1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書にある実施責任者に電話等をさせていただく場合があります。

(2) 申請されました書類等はお返ししません。必ずコピー等を保管ください。

(3) 寄附金を配分することが決定した場合には、団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を公表いたしますので、あらかじめご了承ください。

(4) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承ください。

以上

## 7 「東北地方太平洋沖地震」の発生による被災者救助支援のための年賀寄附金配分申請要領

### 【資料 1】

#### 「東北地方太平洋沖地震」の発生による被災者救助支援のための年賀寄附金配分申請要領

東北地方太平洋沖地震の発生による被災者救助支援のため、平成 23 年用寄附金付お年玉付年賀はがき及び同切手に付加された寄附金の配分を希望する団体を次のとおり再公募いたします。

申請受付期間：平成 23 年 4 月 7 日(木)から同年 4 月 15 日(金)

### 1 趣旨

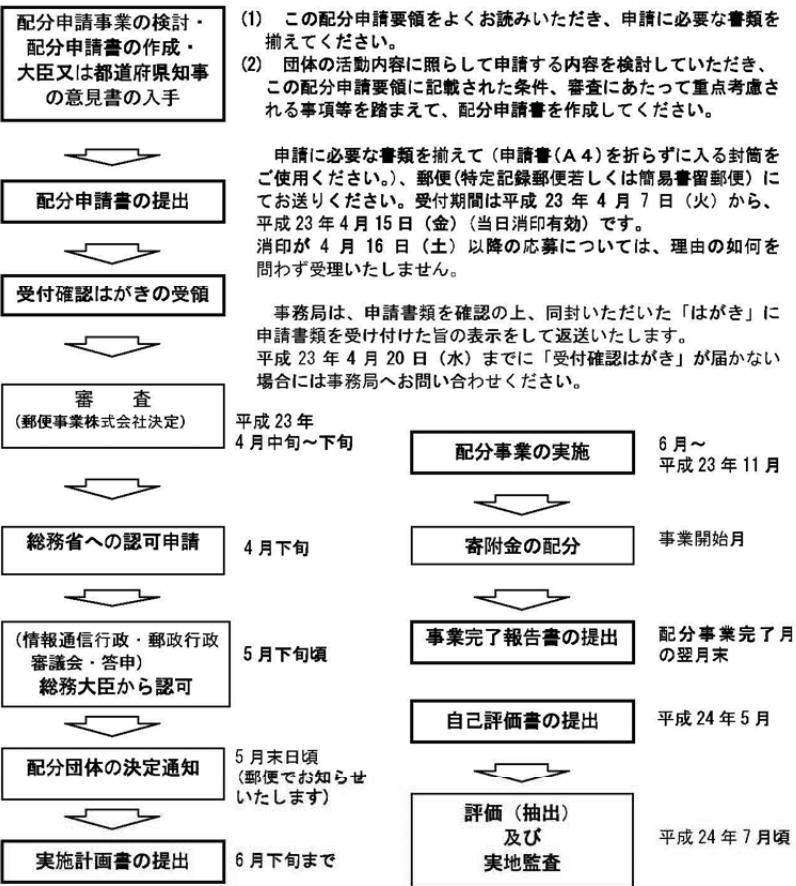
平成 23 年度年賀寄附金配分団体については、昨年末の申請公募を経て、現在審査中ですが、本年 3 月 11 日(金)に発生した東北地方太平洋沖地震の発生により受けた被害が甚大かつ広域に及ぶものであり、また、被災者救助の緊急性等を踏まえて、同寄附金の一部を被災者救助に役立ててもらうため、再公募を実施するものです。

### 2 申請のできる団体

次の条件を具備する団体とします。

- (1) 定款又は寄附行為に基づき、東北地方太平洋沖地震の発生による被災者の救助を行う営利を目的としない法人であること。
- (2) この寄附金は、次により使用して行おうとする事業の実施計画を有する団体であること。
  - ア この寄附金を下記 4 に明記した対象事業の実施に必要な費用であって、設備の取得・改造・拡張若しくは整備又は物資の調達に充てるものであること。
  - イ この寄附金を使用して行おうとする事業に係る費用の総額が 1,000 万円以上であること。
  - ウ この寄附金による事業を平成 23 年 11 月 30 日(水)までに完了すること。

### 3. 配分事業の流れ



※ 太線 ( ) で囲んである事柄は、団体で行っていただくものです。

#### 4 申請のできる事業分野と事業期間

申請できる事業分野は「風水害、震災等非常災害による被災者の救助を行う事業」（「お年玉付郵便葉書等に関する法律」（昭和24年11月14日第224号）に定められた10の事業分野の1つ）を行う団体とし、特に東北地方太平洋沖地震の発生による被災者の救助を目的とする事業を対象とします。

事業は寄附金を配分することを決定した日以降に実施し、平成23年11月30日（水）までに経費の精算（支払い）も含めて完了するものを対象とします。

なお、救助活動に係る人件費や旅費交通費は対象外経費となりますので、ご注意ください。

#### 5 配分申請に必要な書類

配分申請に必要な書類は下記のとおりです。配分申請書の各種様式は年賀寄附金ホームページ（<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>）又は郵便CSRブログ（<http://blog.post.japanpost.jp/csr/>）からダウンロードできます。

##### (1) 申請書類（必須提出書類）

- ① 年賀寄附金配分申請書
- ② 配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事等の意見書  
※意見書の入手には時間が必要です。
- ③ 申請する団体の定款又は寄附行為
- ④ 申請事業費に係る見積書又はカタログ等の積算資料
- ⑤ 郵便はがき

申請書類を受領した旨を事務局より通知いたしますので、配分申請書 P.1「実施責任者」の連絡先（住所）・氏名を宛名面に記載してください。

##### (2) 説明資料

- ① 団体を紹介したパンフレット等（作成している場合）
- ② その他必要と考える説明資料

##### (3) 提出先

申請書類は受付期間中に下記あて、必ず郵便（申請書（A4）を折らずに入る封筒を使用し、特定記録郵便若しくは簡易書留郵便）にてお送りください

なお、申請に必要な書類が全て揃っているかどうか、特に「意見書」は必須ですので、よくご確認の上、提出ください。

（申請書様式の申し込み・申請書類の提出先）

〒100-8798

東京都千代田区霞が関1-3-2

郵便事業株式会社 経営企画部 環境・社会貢献室内

年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401 FAX：03-3592-7620

（土日祝日を除く、10:00～12:00又は13:00～17:00にお願いいたします。）

受付期間は平成23年4月7日（木）から、平成23年4月15日（金）（当日消印有効）です。消印が4月16日（土）以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

##### (4) 申請書記入上の注意

- ① 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク（印刷、ボールペン、万年筆）の使用をお願いいたします。
- ② 配分申請書は、審査資料としてそのままコピーしますので、糊付けやホチキス留めはご遠慮ください。申請書用紙に切り貼りをした場合はコピーしたものを提出ください。  
なお、コピーは両面刷りにしないでください。
- ③ 配分申請書は所定の申請書様式を使用してください。記載紙面の追加等は認めていません。同ページ内の項目間において、行数を増減していただくことはかまいません。
- ④ 審査は申請書類（添付資料を含む）のみで行いますので、配分申請要領、申請書の注意書きに対応した的確かつ簡潔にポイントを掴んだ記載を心掛けてください。また、第三者が容易に判読できるよう、分かりやすい記載をお願いいたします。

#### 6 配分の決定と通知の時期

- (1) 寄附金配分団体及び配分額は、総務大臣の認可を受けて決定いたします。
- (2) 配分団体・配分額の決定は平成23年5月末を予定しており、申請された団体には、採否の結果について書面にてお知らせいたします。
- (3) 寄附金は事業の開始月に全額を配分いたします。

#### 7 年賀寄附金配分事業の表示

寄附金配分を受けて実施した事業においては、物資調達はその物資へ、施設の取得・改造・拡張などはその施設へ、年賀寄附金配分事業により実施した旨の表示をしていただきます。（詳細につきましては配分決定後、実施計画書を作成していただく際にご説明いたします。）  
なお、寄附金配分を受けて実施した事業につき機関誌等へ掲載する場合も、「郵便事業株式会社により年賀寄附金配分を受けました」旨の記述をお願いします。

## 8 事業終了時

事業の終了時には「事業完了報告書」を提出していただきます。

## 9 監査

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されたか、事業のその後はどうなったのか等を確認するため、法律により監査が義務付けられています。郵便事業株式会社社員が監査のために派遣され実地にて監査を行います。

## 10 お問い合わせ

申請書提出先（年賀寄附金事務局）までお問い合わせください。

## 11 その他ご注意

- (1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書にある実施責任者に電話等をさせていただく場合があります。
- (2) 申請されました書類等はお返ししません。必ずコピー等を保管ください。
- (3) 寄附金を配分することが決定した場合には、団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を公表いたしますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承ください。

以上



## 8 平成23年度カーボンオフセット年賀寄附金配分申請要領

# 平成23年度カーボンオフセット年賀寄附金 配分申請要領

平成22年9月



[www.carbonoffset-nenga.jp](http://www.carbonoffset-nenga.jp)



### 平成23年度 カーボンオフセット年賀寄附金 配分申請要領

1

#### ～ 目次 ～

- P.2 はじめに
- P.4 配分事業の流れ
- P.5 カーボンオフセット年賀寄附金配分事業助成プログラム
  - P.5 I カーボンオフセット事業助成プログラム
  - P.6 II 地球温暖化防止活動事業助成プログラム
- P.7 申請のできる団体、審査委員会、事業の実施
- P.8 配分申請に必要な書類
- P.9 配分決定と通知の時期
- P.10 配分通知の交付式、年賀寄附金配分事業の表示、終了時、監査及び評価
- P.11 お問い合わせ、その他ご注意



[www.carbonoffset-nenga.jp](http://www.carbonoffset-nenga.jp)



地球温暖化抑制のため、温室効果ガス削減に寄与する事業に対する平成23年度カーボンオフセット年賀寄附金の配分団体を次のとおり公募いたします。

**申請受付期間：平成22年10月1日(金)から平成22年11月30日(火)**

## ■はじめに

### 【カーボンオフセット年賀について】

平成20年用寄附金付年賀はがきに初めて発行されました「カーボンオフセット年賀はがき」は平成20年用～平成22年用ともに各1,500万枚が流通し、多くの方々にカーボンオフセットの認知を頂くことになりました。当初はあまり一般的ではなかった「カーボンオフセット」と言う言葉も、その後3年を経て、今や多くの方々の知るところとなりました。平成20年からは、かもめ～(暑中見舞いはがき)の一環として「カーボンオフセットかもめ～はがき」が発売し、夏、冬を通じてカーボンオフセットはがきが流通するようになりました。

CO<sub>2</sub>の削減に協力したいと思いつながら、なかなか具体的行動の機会が得られない多くの方々から、はがきを買ってCO<sub>2</sub>削減に貢献できる身近な仕組みとして支持を集めています。平成22年度カーボンオフセット年賀の寄附金により約4.1万トンの排出権が取得され、償却を目的として、政府管理口座へ移転されましたので、環境省の国民的プロジェクト「チームマイナス6%」が掲げる一人一日当たりのCO<sub>2</sub>削減目標1kgに対して、約4,100万人の一日分の削減目標の達成に貢献したことになります。

また、カーボンオフセット年賀はがきには年賀寄附金と弊社のマッチング寄附金を合計して10円の寄附金が付与され、1枚の同はがきで約2.8kgのCO<sub>2</sub>削減に貢献したことになります。わが国の日常の家庭生活に起因する一人当たりのCO<sub>2</sub>排出量は、一週間で約26kg、10枚の同はがきにより、一人が家庭生活から排出する1週間分のCO<sub>2</sub>量を相殺することができます。

(※注1)「カーボンオフセット」とは、日常生活や経済活動において避けることができないCO<sub>2</sub>の排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出されるCO<sub>2</sub>についてその排出量を見積もり、排出量に見合ったCO<sub>2</sub>の削減活動に投資すること(具体的には排出削減プロジェクトの実施に伴う排出削減量の取得)により、排出されるCO<sub>2</sub>を埋め合わせるという考え方です。

(※注2) CO<sub>2</sub>排出量は環境省データ「2008年度の温室効果ガス排出量(確定値)」、人口は「国勢調査2010.7.20推計人口」によります。

(※注3)「カーボンオフセット年賀は、年賀葉書の製作や配達によって排出される温室効果ガスをオフセットするものではありません。日本全体の温室効果ガス削減目標である「マイナス6%」に貢献するものです。



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便  
POST

### 【カーボンオフセット年賀寄附金について】

寄附金付年賀はがきは、国民の福祉の増進を図ることを目的として、昭和24年(1949年)に初めて発行され、今年で始まりから数えて62回目を迎えます。お預かりした寄附金は全て「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(昭和24年11月14日法律第224号)に定められています10の分野の事業を行う団体に幅広く配分しています。

この一環として、平成20年用年賀葉書より寄附の目的を地球環境の保全を図るための温室効果ガス削減への貢献に限定した「カーボンオフセット年賀」を発行しました。お預かりした寄附金及びそれと同等額の郵便事業株式会社からの寄附金は排出権の取得・償却に全て充てられます。排出権については、国連に認証された途上国における温室効果ガス削減・吸収プロジェクトであるクリーン開発メカニズム(以下、CDM)から得られる排出権に加え、国内で実施される温室効果ガス削減・吸収プロジェクトから得られる排出権(オフセット・クレジット(以下、J-VER))も対象としています。この国内外の2種類の排出権の取得に全て充てられ、結果として家庭等でのCO<sub>2</sub>排出量をオフセットすることにより、京都議定書で定められた日本の排出削減目標であるマイナス6%達成のために貢献します。

### 【カーボンオフセット年賀寄附金の意義について】

カーボンオフセット年賀寄附金は、「年賀はがきを贈る(送る)」という国民的行事に基づき、多くの人々が地球環境の保全を図るために温室効果ガスを削減するという意思をもって寄附活動に参加するという世界でも類を見ない取組です。人類にとっての最重要課題である地球温暖化を抑制し、将来の世代に暮らしやすい地球を引き継ぐために、社会システムやライフスタイルの転換といった息の長い活動が強く求められる中、この取組の重要性や社会的意義は今後より一層高まるものと考えています。

### 【郵便事業株式会社の寄附金について】

郵便事業株式会社は、カーボンオフセット年賀寄附金にあわせて、独自に、それと同等額を寄附いたします。

また、排出権の取得・償却事業を行う団体が希望する場合はカーボンオフセット年賀寄附金とは別枠で、「地球温暖化防止活動事業」に対する助成を行います。

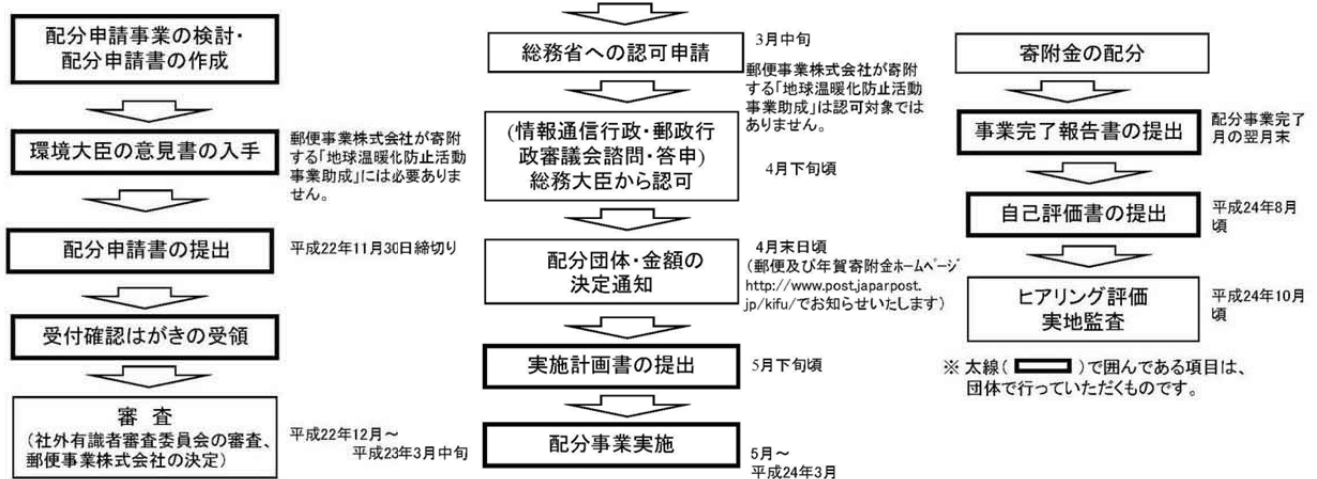


www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便  
POST

【配分事業の流れ】

- (1) この配分申請要領をよくお読みいただき、申請に必要な配分申請書を入力してください。
- (2) 団体の活動内容に照らして申請する内容を検討していただき、この配分申請要領に記載された条件、審査にあたって重点考慮される事項等を踏まえて、配分申請書を作成してください。申請に必要な書類を揃えて（申請書を折らずに入る封筒をご使用ください。）、郵便（配達記録郵便）にてお送りください。受付期間は平成22年10月1日（金）から平成22年11月30日（火）（当日消印有効）です。消印が12月1日（水）以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。年賀寄附金事務局は、申請書類を確認の上、同封いただいた「はがき」に申請書類を受け付けた旨を表示して返送いたします。平成22年12月17日（金）までに「受付確認はがき」が届かない場合には年賀寄附金事務局へお問い合わせください。



3  
2

【カーボンオフセット年賀寄附金配分助成プログラム】

I カーボンオフセット事業助成プログラム

1. 寄附金の規模

平成23年用カーボンオフセット年賀は、1枚につき5円の寄附金が付加されています。寄附金の規模は販売枚数によることとなりますが、今回も昨年と同様に郵便事業株式会社がお客さまから寄せられた寄附金額と同額額の寄附をいたしますので、寄附金総額はお客さまからの寄附金の2倍となります。この寄附金額の全てが排出権の取得・償却（無効化）（①排出権価額、②排出権の取得費用・排出権を国の償却口座（無効化口座）へ移転させるための費用等必要経費）のために活用されます。

2. 助成内容

申請団体にはCO2削減プロジェクトにより発行された排出権を取得し、平成23年度中に国の償却口座（無効化口座）に移転していただきます。取得・償却（無効化）する排出権は、二酸化炭素やメタンガスの排出削減に寄与する活動から得られるものとし、かつ、排出権創出国や地域の発展や環境の改善に寄与する社会的意義の高い事業から創出されたもので、国連気候変動枠組み条約に基づきODMプロジェクトとして認定されたもの及びJ-VERとして認定されたものとしします。

事業実施の際には、取得した排出権が政府保有口座への移転（ログ登録）されたことを証明する取引記録あるいはJ-VERクレジットが無効化口座に移転されたことを証明する取引記録を事務局へ提出していただき、事業完了月の翌月末までに事業完了報告書を提出していただきます。

3. 助成金額

1件あたりの上限金額は設定いたしません。

助成金は月末交付となりますので、事務局へ取得した排出権が政府保有口座あるいは無効化口座へ移転されたことを証明する取引記録の提出日より当該月末若しくは翌月末に交付いたします。

4. 審査のポイント

審査のポイントは次のとおりです。

- ①排出権の由来するプロジェクトの良質さ、②排出権価額及び諸費用の適切さ、③事業実施の確かさ、④事業実施法人の事業目的の本事業との整合性 等



**II 地球温暖化防止活動事業助成プログラム**

本助成は、前ページ I カーボンオフセット事業助成プログラムを申請される団体の中で、希望により、地球温暖化防止活動事業助成を行うものです。この助成金は「カーボンオフセット年賀」で寄せられた寄附金額と同等額の寄附金とは別に郵便事業株式会社が寄附金として用意するもので、森林育成やCO2削減に結びつく活動・啓発など、地球温暖化の防止に繋がる活動について助成いたします。

※ 本プログラムは、I カーボンオフセット事業助成が決定し、かつ審査委員会において採択される必要があります。I カーボンオフセット事業助成が決定しても、審査において本プログラムが不採択になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

**1. 助成金額**

1件あたりの上限は500万円です。

当該活動を行うのに真に必要な金額とし、助成金は事業開始月の月末(上期活動分)と10月末(下期活動分)の2回分割で交付、または事業終了月の月末の一括で交付いたします。

事業総額に対して自己負担金(金額は任意)を用意していただきます。なお、申請された助成金額は査定により減額されることがあります。

配分決定後、再見積の段階で、申請時に予定している事業費総額より減額している場合は、その差額分を決定した助成金額より差し引いて配分いたします。

**2. 活動実施地域**

活動実施地域は日本国内とします。

**3. 活動事業に期待すること(優先配慮)**

- ① 社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業であること  
事業への社会的要請が高く、また事業実施後の成果の社会への普及効果が高いこと。
- ② 先駆性の高い事業であること  
従来事業の単なる延長ではない、先駆性の高い事業であること。新しく先駆的な事業内容であるか、あるいは事業プロセスの新規な改善であること。
- ③ 事業計画が明確化され、実現性が高い事業であること  
事業は具体的に計画され、1年間の事業内容として団体の事業規模に対して適切であり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運転資金の調達が準備され、事業の成果目標が明確化され、今回の事業に繋がる過去の蓄積を持ち、実現の度合いの高いこと。
- ④ 緊急性の高い事業であること  
平成23年度内に実施する必要性の高い事業であること。
- ⑤ カーボンオフセットはがきの活用を啓発する有効な活動を含むこと。

**4. 助成金の経費項目**

別紙「活動助成対象経費項目一覧」のとおりです。



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便  
POST

6  
6

**【申請のできる団体】**

カーボンオフセット年賀の購入者から郵便事業株式会社が預かりした年賀寄附金及び郵便事業株式会社の寄附金の配分団体及び配分額は団体からの申請(公募)により、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可(郵便事業株式会社の寄附金を除く。)を受けて配分団体及び配分額を決定いたします。

申請のできる団体は日本の非営利法人であり、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)とし、「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(昭和24年11月14日法律第224号)第5条にある地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図る事業を行う法人が対象となります。「新公益法人制度」により法人種別に申請後、変更が生じる場合は、申請時の法人格が継続されているものとみなします。

**【審査委員会】**

審査委員会は社外有識者により構成され、審査方針を策定し、団体からの申請内容を審査します。審査過程で申請団体に問い合わせを行うことがあります。

**【事業の実施】**

- (1) 申請金額に対し、審査委員会において査定が行われる場合がありますので、申請金額よりも減額となる場合があります。  
その場合は事務局より申請団体へ連絡を行い、減額されたために事業が実施できないと判断される団体は、年賀寄附金配分を辞退することができます。
- (2) 配分決定の時期は申請時から数か月経過しており、状況の変化もあると考えられますので、配分決定時点で事業計画の見直しを行っていただきます。現状に即した事業実施計画書を当社に提出していただき、これに基づいて事業を実施していただきます。  
ただし、申請の骨格を変えるような修正は審査の趣旨に反しますので、申請内容の趣旨を変えない範囲での事業内容変更、金額の小幅な変更のみ可能です。
- (3) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において事業総額が減少した場合は、その差額分だけ寄附金から減額いたします。  
また、事業総額が逆に増額した場合、寄附金は増額になりません。増額分を自己負担していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便  
POST

## 【配分申請に必要な書類】

配分申請に必要な書類は次のとおりです。年賀寄附金ホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>)、カーボンオフセット年賀特設ホームページ(<http://www.carbonoffset-nenga.jp>)及び郵便CSRブログ(<http://blog.post.japanpost.jp/csr/>)からpdf形式及びワード形式でダウンロードできます。インターネットにアクセスできない方は、下記年賀寄附金事務局まで郵便はがきもしくはファックスにより、法人名、住所、電話番号及び「平成23年度カーボンオフセット年賀寄附金配分申請書類希望」と明記の上、お申し込みください。

## ■ 必要書類

## (1) 申請書類

- ① 「カーボンオフセット事業助成申請書」、地球温暖化防止活動事業助成も申請される場合には、「地球温暖化防止活動事業助成申請書」も併せてご提出ください。
- ② 配分申請する事業を所管する環境大臣の「カーボンオフセット事業助成」についての意見書（「地球温暖化防止活動事業助成」に係る部分についての意見書は必要ありません。）
- ③ 申請する団体の定款又は寄附行為
- ④ 申請団体の平成21年度収支決算書及び平成22年度収支予算書
- ⑤ 申請団体に関する説明資料やパンフレット（過去の実績資料や記事等を添付できます。）
- ⑥ その他審査委員からその都度求められる書類

## (2) 郵便はがき

申請書類を受領した旨を通知いたしますので、宛名面に配分申請書「実施責任者」の連絡先(住所)・氏名を記した郵便はがきを必ず同封してください。



[www.carbonoffset-nenga.jp](http://www.carbonoffset-nenga.jp)

日本郵便

申請書類は受付期間中に下記あて、必ず郵便(申請書を折らずに入る封筒を使用し、特定記録郵便)にてお送りください。なお、申請に必要な書類が全て揃っているかどうか、よくご確認の上、提出ください。

(申請書類の申し込み・申請書類の提出先)

〒100-8798

東京都千代田区霞が関1-3-2

郵便事業株式会社 経営企画部 環境・社会貢献室内 年賀寄附金事務局

電話:03-3504-4401 FAX:03-3592-7620

(土・日・祝日・年末年始を除く、10:00~12:00 又は 13:00~17:00にお願いいたします。)

受付期間は平成22年10月1日(金)から平成22年11月30日(火)(当日消印有効)です。

消印が12月1日(水)以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

## (3) 申請書記入上の注意

- ① 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク(印刷、ボールペン、万年筆)の使用をお願いいたします。
- ② 配分申請書は、審査資料としてそのままコピーしますので、糊付けやホチキス留めはご遠慮ください。申請書用紙に切り貼りをした場合はコピーしたものを提出してください。
- ③ 配分申請書は所定の申請書様式を使用していただけます。記載紙面の追加等は認めていません。同ページ内の項目間において、行数を増減していただくことはかまいません。
- ④ 審査は申請書類(添付資料を含む)のみにて行うので、配分申請要領、申請書の注意書きに対応した的確かつ簡潔にポイントを掴んだ記載を心がけてください。また、第三者が容易に判読できるよう、分かりやすい記載をお願いいたします。

## 【配分の決定と通知の時期】

- (1) 配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査のうえ、総務大臣の認可(地球温暖化防止活動事業助成は認可の対象ではありません。)を受けて決定・発表いたします。
- (2) 配分申請額に対し、審査委員会において査定が行われる場合があります。
- (3) 配分団体・配分額の決定は平成23年4月末を予定しており、申請された団体には、採否の結果について、書面にてお知らせいたします。



[www.carbonoffset-nenga.jp](http://www.carbonoffset-nenga.jp)

日本郵便

## 【配分通知の交付式】

郵便事業株式会社(本社)等において年賀寄附金の配分決定通知書交付式を行う予定ですので、寄附金配分対象団体にはご出席をお願いいたします。(平成23年5月頃開催予定)

## 【年賀寄附金配分事業の表示】

- (1) カーボンオフセット事業
    - ① 何らかの方法(ホームページなど)をもって、それが日本の温室効果ガス削減目標であるマイナス6%の達成に貢献したことを第三者が認知しうる広報活動を行っていただきます。
    - ② 寄附金配分を受けて取得した排出権について機関紙等へ掲載する場合は、郵便事業株式会社のカーボンオフセット年賀寄附金配分を受けた旨の記述をしていただきます。
  - (2) 地球温暖化防止活動事業
    - ① 上記同様、同活動事業について、何らかの方法(ホームページなど)をもって、第三者が認知しうる広報活動を行っていただきます。
    - ② 同活動事業について、機関紙等へ掲載する場合は、郵便事業株式会社の地球温暖化防止活動事業助成を受けた旨の記述をしていただきます。
- 上記広報活動については、年賀寄附金事務局(下記「お問い合わせ先」の連絡先)まで情報提供をお願いします。

## 【事業終了時】

カーボンオフセット事業及び地球温暖化防止活動事業終了の際に「事業完了報告書」、またその後「自己評価書」を提出していただきます。

## 【監査及び評価】

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されているかを確認するため、法律により監査が義務付けられています。郵便事業株式会社社員が実地に監査にお伺いします。  
また、事業の完了後に、事業成果の評価を行っています。自己評価及び評価委員会からのヒアリング評価などがありますので、ご協力をお願いします。



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便  
POST

3  
5

## 【お問い合わせ】

ご不明な点、ご相談等については以下までご連絡ください。締め切り間際において電話が繋がりにくい場合があります。その際はご了承願います。

## 【年賀寄附金事務局】

電話:03-3504-4401 FAX:03-3592-7620  
(土・日・祝日を除く10:00~12:00 又は 13:00~17:00)にお願いいたします。)

## 【その他ご注意】

- (1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書にある実施責任者に連絡をさせていただく場合があります。
- (2) 申請されました書類等はお返ししません。必ずコピー等を保管してください。
- (3) 寄附金を配分することが決定した場合には、団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を公表いたしますので、予めご了承願います。
- (4) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じられませんので、ご了承願います。

## 【参考:平成22年度配分事例】

平成22年度カーボンオフセット年賀寄附金(平成21年度カーボンオフセットかもめ〜るを含む)は合計7,743万円となり、それに郵便事業会社からの同等額のマッチング寄附金をあわせて、合計額は1億5,650万円となりました。  
また、地球温暖化防止活動事業については、郵便事業株式会社からマッチング寄附金とは別に3,800万円の寄附を行いました。

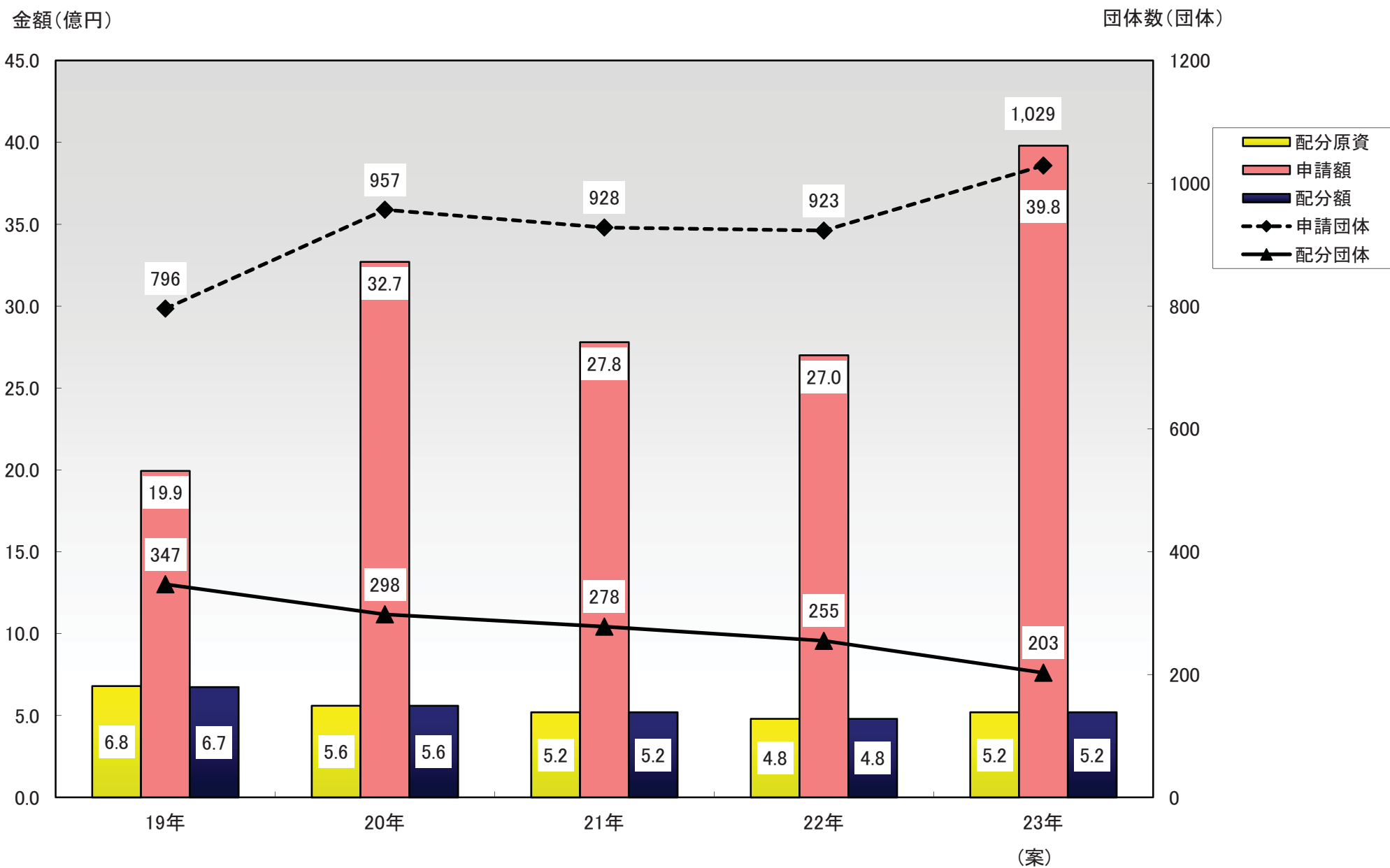


JP 日本郵便  
POST



www.carbonoffset-nenga.jp

# 最近5年間の寄附金の配分原資及び申請・配分状況



## 最近5年間の寄附金の配分状況

事業	19年用		20年用		21年用		22年用		23年用案	
	団体数	配分額	団体数	配分額	団体数	配分額	団体数	配分額	団体数	配分額
	団体	万円	団体	万円	団体	万円	団体	万円	団体	万円
① 社会福祉の増進を目的とする事業	286	54,670	236	38,558	210	35,299	176	29,287	142	29,038
② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助 又はこれらの災害の予防を行う事業	3	731	5	806	5	667	3	610	8	10,184
【内訳】（一般助成） （東日本大震災被災者向け助成）									1	100
									7	10,084
③ がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学 術的研究、治療又は予防を行う事業	2	1,000	3	442	1	141	0	0	0	0
④ 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助 を行う事業	0	0	1	500	0	0	1	500	2	644
⑤ 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命 の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水 難の防止を行う事業	1	50	1	50	1	50	1	50	0	0
⑥ 文化財の保護を行う事業	4	1,315	4	886	3	441	4	745	2	550
⑦ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う 事業	35	6,980	34	4,901	39	6,361	38	6,611	31	4,102
⑧ 健康の保持増進を図るためにするスポーツの 振興のための事業	6	856	4	419	1	50	5	306	0	0
⑨ 開発途上にある海外の地域からの留学生又は 研修生の援護を行う事業	0	0	1	350	0	0	1	175	0	0
⑩ 地球環境の保全を図るために行う事業	10	1,771	9	8,816	18	9,104	26	9,505	18	7,051
【内訳】（一般寄附金）			6	1,352	6	1,593	7	1,762	6	1,369
（カーボンオフセット寄附金）			3	7,464	12	7,511	19	7,743	12	5,682
合 計	347	67,373	298	55,728	278	52,113	255	47,789	203	51,568

注 配分額欄上段は、配分総額に対する構成比（％）であり、構成比の各欄の値は、四捨五入したものであるため、各欄の値の合計が100.0%とまらないものがある。